

# 平成28年第3回定例会議事日程（第3号）

平成28年9月15日（木）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

山 本 定 生 議 員

丸 谷 一 秋 議 員

岸 本 加代子 議 員

中 家 章 智 議 員

太 田 文 則 議 員

是 石 利 彦 議 員

平成28年第3回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成28年9月15日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 9月15日 10時00分  
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明  
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦  
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子  
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋  
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。会議に先立ち議員及び執行部の皆さんに議長よりお願いいたします。

発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不適當発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますよう皆様の御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に是石議員、花畑議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。一般質問について議長よりお願いがあります。

質問者は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営へ御協力をお願いいたします。

一般質問は、同一議題の質問が3回を超えてはいけなくなっておりますので、その点を考慮して質問をしてください。

さらに、質問議員は傍聴者に議員活動がわかってもらえる最大の場所です。傍聴者が友人を誘って、また傍聴に来たいと思われるように、中身のある質問、議論をお願いいたします。

傍聴者にもお願いがあります。規則上、拍手、発言は禁止されております。傍聴席で着帽は特別な理由がない限り脱帽での傍聴をお願いします。規則に違反された方は退室をお願いすることになりますので、了解をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので質問を許します。質問は通告の内容によってお願いいたします。

質問時間は先ほど述べたとおりですが、会場に表示されておりますので、注意をして厳守してください。

では、一般質問を開始します。

山本定生議員。

○議員（2番 山本 定生君） 皆さん、改めましておはようございます。私は、多分トップバッ

ターで行くのは議会で初めてじゃないかなと思いますので、大変ではありますが、ひとつこの重荷を背負って頑張って一般質問やりたいと思いますので、通告に沿い、皆様方の誠実なる回答をお願いします。

また、行政運営に興味を持ってくださり、この議会で傍聴に訪れてくださいました傍聴者の皆様方にも改めて感謝を申し上げ、一日有意義に過ごしてもらえればと思います。

では、一般質問にまいります。

ポケモンGOとインターネット環境について、今、昨今ちまたでうわさされております、取り上げられておりますポケモンGOについてであります。

町内における事件、事故などの報告、これらについての可能性や問題についてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

豊前警察署管内においては、当該ゲームを起因とする事件や事故等は発生していないというふうに聞いております。

本年7月に日本で配信された直後は、全国各地で事故等が発生して話題となっておりますが、最近ではあまり聞かないなという印象を持っております。ただ、この流行が続く限り、事故等の発生はあるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、一応豊前警察署の管内においての問題点というふうな説明を受けました。それ以外で、例えば吉富町役場に寄せられた、もしくは職員、部署に寄せられた、そういうものがありましたら、もしありましたらちょっとお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、続きまして2番、このネットゲームについて、町では対策及び対応の協議を行ったのか。また、これらの対応は、対処はどこの部署が担当するのか、ちょっとその辺をお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

このゲームについての協議は行っておりません。また、直接の担当課はございません。内容に

よってそれぞれの担当課が対応をいたします。例えば、交通安全に関する内容であれば総務課が対応をいたします。総務課といたしましては、ゲームの内容にかかわらず、歩行中や自動車等の運転中のながらスマホは大変危険でありますので、先週末に全戸に回覧をいたしました秋の交通安全県民運動のチラシの中にも注意を促しているところでございます。今後も豊前警察署と連携を図りながら、交通安全意識の向上に推進していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、協議をなしに、とりあえず交通に関しては総務だと、協議を行わずして、その部署が決められるのか、ちょっとその辺が私には不問なんですけど、続いて、ちょっと3番のほうに続いていきたいと思えます。

子供たちへ生活を含めての影響と問題の対策や対応状況についてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えいたします。

御質問のポケモンGOにつきましては、先ほどから述べられておりますが、日本国内での配信前からゲームプレー中に事故、それから事件が多発している状況が社会問題となっており、ニュース等で頻繁に取り上げられておりました。

そして、夏季休業開始後の7月22日に日本の配信が始まりました。現在のところ、吉富町にはゲームに出てくるポケットモンスターはたくさん出現しておりませんので、日常生活への影響、事件、事故等の報告も学校等からは入っておりません。

しかし、国内外の各地では歩きながらゲームをしての事故、それから立入禁止、危険場所への侵入などの問題も発生しておりまして、いろんな報道がされているところでございます。

教育委員会といたしましては、これらの問題を受けまして、2学期の始業式の当日、全児童に対してクラス単位で担任から3つの項目を挙げて指導を行いました。

1つ目は、歩きながらゲームをしない。2つ目は、自転車に乗りながらゲームをしない。3つ目は、ゲームをするために人の家や会社等の敷地に入らない等でございます。

また、今回のポケモンGOの配信以前からインターネットゲーム等に関して、小中学校におきましては利用についての実態調査を実施しております。使用時間等の指導を行うとともに、教育委員会でもリーフレットを作成いたしました。そして、児童への指導、それからあわせて保護者への啓発を行ってきました。

委員会で作成したものでございますが、1つは、こういった減らそうテレビゲーム、スマホという、こういうものでございます。

それからもう一つは、ネットの危険から子供を守るために保護者がすべきこと、保護者がすべ

き3つのポイントとか、こういうリーフレットを作成いたしまして、学校配付、児童配付しているところがございます。

いずれにいたしましても、児童生徒に対しては、今回のポケモンGOのみならず、インターネットゲームを初めとするインターネット全般の利用については、児童等を取り巻く環境、それから社会情勢からも重要な課題でありますので、継続的な指導を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、教育長から子供たち、小学生ですね。小学生に対しては歩きゲームをしない、自転車に乗ってゲームをしない、他人の敷地に入らないといったようなことの指導があったとお聞きしました。

私が今回この件を教育に関して絡めた話をするというのは、そういう意味もあるんですが、実際問題小学生がスマホを使って遊ぶというのは余り考えにくいんですね。やっぱり中高生以上だと思うんです。

私が今回言いたいことは、ちょっと次に行きます。先ほど総務のほうから交通関係に関しては総務であるというふうにお聞きしましたので、総務を絡めてお聞きします。

学校や教育委員会、今総務も言いましたが、総務においては、天仲寺山公園、この一帯にポケットモンスター、いわゆるこのポケモンのスポットエリアというものが存在しております。というより、集中しております。はっきり言うと、吉富町ではここにしかありません。そのことに関して把握をしておりますでしょうか。その件に関して対策や協議など行いましたでしょうか。というのも、子供が使うのではなくて、よそから来た方、いろんな方があそこに集中するということなんですね。その可能性がある。そういうことに関しての協議を行ったのか、対策を練ったのか、ちょっとその辺をお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そのことについて協議は行っておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 把握してるかを言ってない。把握されてるか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 学校等の報告等しておりまして、一応天仲寺山、寺町、中津城、古表神社等のところを出ている。そういうことは学校のほうからは報告は受けております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとこれはなかなか皆さんのほうでわかりにくいんで、多分質問の趣旨がわかりづらいのかなと思うんですね。

私が言っているのは、そのポケモンが出るのではなくて、スポットエリアという、そこに行かないといけないエリアが天仲寺山に5カ所あるんですね。これ吉富町の中で、あと鈴熊に1カ所しかありません。この6カ所のうちの5カ所が天仲寺山に全部集中してるんです。小学校のすぐ横です。

いわゆるポケットモンスターというのは、怪獣同士を戦わせたりするんですけど、その戦わせる場所というのも、この天仲寺山、いわゆる貯水槽ですね、あそこに1体と吉富駅に1個あります。

要はここに、吉富でポケモンをする方はここに来ないといけない場所なんです。これは子供だけではなくて、ポケットモンスターをする人、老若男女問わず。逆に言うと小学校の周りにいろんな人が集まるということになるんです。そこに来る方は、歩く方だけではないでしょう、自転車もあるでしょう、オートバイもあるでしょう、車の方もいるでしょう、吉富の人だけではないでしょう、大分の方も来るでしょう、豊前の方も来るでしょう、そういう集中したエリアがあつこの小学校のすぐ近くにあるんで、そのことを把握されてますかっていう話なんです。

特に、総務のほうは、先ほど交通に関してと言われましたので、例えば自転車、オートバイ、車というものがあの付近、小学校の周りに集中してくるということを、特にあそこはゾーン30とこにという形で、吉富町では指定してますから、そういうところにあえて関係ない、いわゆる日常的にそこを使う方ではない方々が集中してくることを御存じでしょうかというふうなことをお聞きしてるんです。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そういうふうに集中してポケットモンスターっていうんですが、そういうゲームをされている方が来ているということは聞いておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 当初申しましたように、何ら問題等はないということで、そういうことは周知しておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 次に行きますが、ちょうど先ほど説明、教育長が言われたように、7月22日から、これ配信なんですね。ちょうど子供たちが夏休みの期間であったんで、今9月に入りました。始業式始まりました。この辺についてはもう少しこの動向と調査というか、確認

ですね、これはやっていただいたほうがいいんじゃないかと、例えば課長は今知らないと言われましたが、職員たちに聞くと、皆さん、若い方たちは知ってるわけですね。少なくともポケモンをやったことがある人に関してはわかると思うんです。

ですから、その辺を一度確認して、多分行ってもらったらわかると思います。以前に比べてすごいごみが散乱してます。少なくともそこにポケモンをしに来たとわかるようなごみが散乱しております。私が写真もここ撮っております。ですから、そういうことを十分注意していただいて、特に学校の周りですから、不審者が出たときも大ごとですから、交通事故に遭っても大変なんです。

仮にここで車がどんどん通ります。事故が起きたときの責任はどうなるのかなと思って、その辺は、ちょっとこれに付随して、そこに普段生活している人ではない人たちが集中するわけですから、学校があるかどうかというのはわからない人たちもふえてくるわけですね。ゾーン30というのを標識見ればわかるんですけど、それを、その中で例えば事故が起きたとき、先ほど豊前警察署では事故の報告はないと言いましたが、事故が起きてからでは遅いと思うんです。この場合はどうなるんでしょう。事故を未然に防ぐ今手立てはしていない。今のところ報告がないから何もしてないということなんで、今後起きたときにどうなるのか、ちょっとその辺を総務のほう、これは総務になるのかな、教育委員会なのかな、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 交通事故については、もう個人の責任であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですか。はい、わかりました。学校のすぐ近所でそういう危険性があるところは個人で責任を持つということで、わかりました。

では、次に行きましょう。

報道でもあるように、このポケモンGOというんですか、これは若者を中心に歩く人や外に出る人がふえると言われております。でも、実際問題は中高年の方が今一番やっている方が多いそうですね。若い方は最初に飛びついて、先ほど言われたように大分あきてきた。逆に中高年のほうが散歩に出るきっかけができた。今まではサラリーマンやって定年したばかりで、隣近所の人を知らないからなかなか普段声をかけにくかったのが、こうやって歩いていると、「あ、おたくもポケモンですか」という会話から、なかなか外に出るのが楽しくなったという方を何か最近は聞きます。

それは置いておいて、そこで、このポケモンGOを使って、町の観光や商業、商売としての利用、活用、そういうものはできないのか、検討されなかったのか、ちょっとその辺をお聞きしま



す。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

この一般質問の通告を受けまして、ポケモンGOがどのように観光や商業に利用できるのか、インターネット検索をしたところ、東北、熊本の4県がポケモンGOで被災地振興として観光集客に利用するなどの自治体の例があります。

また、滋賀県大津市では、市長がマイナス面だけでなくよい面、プラスの面を活用できればと発言し、ポケモンGOの運営関連会社に協力の検討を求め、イベントの活用などが可能かを運営会社に問い合わせしているとありました。

このように、ポケモンGOなどのゲームを利用した集客は、映画やドラマなどの撮影を地域に呼び込み、その作品を通して観光客を集約しようとする試みと同様で、その観光振興手法をコンテンツツーリズムといい、近隣では中津市でも黒田官兵衛ゆかりの地として多くの観光客が訪れました。

確かにポケモンGOが配信されて以降、町内でもスマホを見ながら歩いている姿を見かけるようになり、それをうまく利用すれば町内へ集客する有効な手法の一つであると考えられます。

一方、プレーに熱中する余り周囲が見えなくなり、配慮に欠けたりする行動も問題になっているという記事もございました。

同じく、大津市の日吉大社では一切の使用を遠慮してであるとか、境内は神秘が満ちており、五感を使って自然のすばらしさや神様の恵みを感じてなどと理解を求める文書をホームページ上に掲載しております。

単にポケモンGO人気に乗っただけの集客方法が、果たしてどれほどの効果が見込めるのか、集客された観光客が本町の歴史的、文化的に価値のある史跡などを見て、その価値や背景などを知っていただくことや、町内商工業者への消費にどのくらい結びついていくのか。ただ単にゲームをするためのエリアとしてしか見ないのではないかなというふうに心配をしております。

現にポケモンGOが配信されて以降、古表神社でもスマートフォンを手にした親子連れや若い方たちを多く見かけるようになりました。そのような人たちを神社はどのように感じているか禰宜に尋ねましたところ、参拝者としては決してマナーがよいものではなく、余り歓迎するものではないというふうに言っております。

また、運転中にスマートフォンでポケモンGOを操作し、追突事故や死亡事故を発生していることから、歓迎する動きと、禁止するなどの警戒を強める両極端の意見を見受けられます。ポケモンGOを利用した集客は慎重に考えなければならないというふうに判断しております。

しかしながら、今回の質問で、ポケモンGOで使われているAR技術はスマートフォンなどの

画面に映した周囲の風景にデジタルの情報を重ね表示するなど、現実世界を拡張して楽しむ、いわゆる拡張現実技術を生かしたものであります。

実際に町内にある史跡などを歩き回り、見て楽しんだり、時には人との交流など、このAR技術を利用した集客の方法が有効な手法であることの気づきのきっかけとなりました。観光並びに商工担当課として、既に取り入れている自治体の例などを参考とし、本町としてどのような形で活用できるのか、また、商工業者がその利用についてどのようなお考えをお持ちなのか商工会などの意見も伺いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今るる説明を受けました。よい面、悪い面、いろいろと産業建設課としては一応検討というよりも調査、調べてみたというふうな説明をお聞きしました。

その上で産業建設課のほうで、やはり現実、普段外回りが多いんですかね。先ほどからそういう方をよく見かけるといふ言葉を言われます。総務のほうは把握してないと言われて、こちらのほうでは把握されていると。やはり現実をよく見られているのかなと思いますので、商工業に関し、観光に関してこれがどうのこうのというのは余り私も思ってないんですね、正直なところ。といいますのが、先ほど言ったように、吉富町の中で天仲寺山にしかないんですね、このスポットというところが。

これはなぜかという、観光名所として見られてないんです、吉富町が。このスポットという場所を一番最初に設定した場所は、ほとんどが皆さんがよく行く場所ということを設定されているそうです。ということは、逆を言うと、吉富町には人が来なかったから、そのスポットが設定されなかったということなんですね。唯一設定されたのが天仲寺山だと、本来なら古表神社が設定されてもおかしくないなと僕は思うんですけど、そういった意味でも、これを観光に直接結びつけようとは思いますが、逆な考えで、吉富町をここまで誰も見てなかったのかというのが、ちょっと私は寂しいんですね。

あと、先ほど言いましたように、商業に関して言うと、これは一過性のものというふうな話を先ほど課長が言われましたが、私もそう思います。一過性であるならば、なおさらのこと、今吉富町では駅前ショップ、チャレンジショップというのをやっております。今売り出さなければ意味がないものをやっています。こういうものがせつかくあるのに乗っかからない手はないのではないかなと、少なくとも検討してみる価値はあったんじゃないかと。

先ほども言いましたように、ポケットストップというところは天仲寺山しかありませんが、戦わせる場所というジムという場所が吉富駅前にあるんです。そこに来の方は必ずいるんです。そこに何か利用する手立てがなかったかなと。特に夏休みの間なんか子供たち出て回ってますから、

そのときに利用すればよかったのではないかな。今からじゃ遅いかもしれませんが、少なくともそういうものも活用して、同じチャレンジショップやるのであればいろんなものを利用して、やっぱり成功に導かないと、そのためにチャレンジショップをやっているんだと思うんです。

目の前に餌があるのに、いやいや、私はそれとりませんというのはもったいない、ちょっとその辺はまた今後というか検討していただいて、何とかチャレンジショップをうまく活用してもらえればと思います。

あとは商工業も吉富町に人が来るような形で、利用できるものは何でも利用しようと、交付金でもいつもそうじゃないですか。もらえるものは何でももらうという私たちの町じゃないですか。これもどうにか使ってやっていきたいと思います、ちょっと次に行きますね、意見を言ってますけど。

町では、今春よりホームページやソーシャルネットサービスなど、インターネットを活用する告知や宣伝の強化をしておりますが、町内のインターネット環境などの利便性向上を図っているのか。また、今後どう進めていくのか、そういうものがありましたらお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

本町では、第4次総合計画中期基本計画やまち・ひと・しごと創生の総合戦略において、町内外への情報発信の充実、強化に取り組む方針を定めております。

これを受けまして、町の公式ホームページの全面的なリニューアルを本年4月に実施するとともに、移住・定住や子育てに関する特設サイトの創設やフェイスブックやツイッターという、いわゆるSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスですね、これによる情報発信を開始したところでございます。今後も発信する情報のさらなる充実に向けて努力してまいり所存でございます。

御質問のインターネット環境の利便性についてでございますが、幸い本町は地理的なメリットもございまして、早くから民間の家庭用インターネットサービス、それや携帯電話回線が町内全域に設置されております。家庭や携帯電話でのインターネット接続につきましては、全国的には、その民間サービスの提供が行き届かない地域も多くある中で、本町は他の自治体と比較しても良好なインターネット接続環境が整備されていると認識しております。したがって、現時点では行政としてインターネット環境の利便性向上に向けた具体的な取り組みは特には実施はいたしておりません。

それから、今後の進め方ということなんですが、近年はスマートフォンを初めとしたモバイル端末が普及しており、外出先で携帯電話回線を通さずにデータ通信ができる公衆無線の無線LANですね、公衆無線LANサービスが多くの店舗や施設で整備されてきております。本町を初め

地方部の町村では、民間の店舗やその施設等が少ない関係上から、公衆無線LAN環境の整備状況は都市部に比べましてはおくれてございます。

国におきましては、2020年、東京オリンピック・パラリンピックに向け、特に外国人観光客の利便性向上を主な目的に、公衆無線LANの整備を全国的に推進することとしておりまして、本町でも公共施設等への整備について検討が必要であるとは考えておるところでございます。

ただ、この公衆無線LANは、その土地にほかの場所から訪れる、例えば外国人や観光客、施設の利用者にとってのメリットが大きいものでございまして、自宅にインターネット環境がある住民の方々にとっては、それほど強い必要性が感じられるものとはまでは言えないのではないかと考えておるところでございます。

実際に住民の方からさまざまな要望が町に寄せられる中で、公衆無線LANの整備の要望や問い合わせなどは、これまでほとんどないのが実情でございます。しかしながら、行政としましては、住民の皆さんの多様なニーズの中で、あらゆる分野において総合的にまちづくりを進めていく必要がありますので、本町における公衆無線LANの整備につきましても、国や民間の動向を注視しながら、他の政策との優先順位とも考えながら、整備の範囲や時期等について今後検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、企画課長から現在は今のインターネット、いわゆる有線であるインターネット環境が吉富町は他に比べていいと、そうですね、これは中津に本局がありますので、中津から近いところがやっぱりいいんですね。距離に応じてやはり敷設するためのお金がかかりますから、NTTも吉富が豊前より早くに敷設したという環境があります。上毛のほうはやはり遠いからできないというのもあって、確かにそうなんです。家庭に使う分に関しては有線でいいんですが、今現実では、もう若い方とかは、先ほども言われたように、スマートフォンというものに今皆さん変わっております。これは有線ではなくて無線になります。この無線というものが今から普及これだけしてくると、前提になってくるのかなと。

先ほど小学生の話をしました。小学生が持っている、小学生が余りしてないという話もしたんですが、小学生が持っている携帯電話っていうのは、基本的には通信料というのがほとんどつかない分を親が持たせてます。下手すると、昔で言うガラケーというのを持たせたりします。ですから余り関係ない、余りしてないと言ったんですが、今の方はスマートフォンというものでやるんですが、これは今何か難しい従量制とかいう形で、使えば使う分だけ料金が上がったりするということで、今使うスマートフォンの方というのは、無料のスポットというところで使う方が多いんです。

吉富町でポケモンGO確かにしている人少ないんです。聞けば、通信料が高いからというんです。無線、結局無料のスポットがないからということなんですね。逆に言うと、それで余り人が、見ながら歩いている人が吉富は少なくて助かったのかなという面もあるんですが、これはあくまでもポケモンGOに関しての話であって、先ほど、これも私の質問に書いているように、今吉富町はホームページを改修いたしました。その中には動画なんかが入ってます。観光に来てくださいという。

その動画を見るのに、スマートフォンで見ると従量制の方はやっぱり見ないんですね、もったいないと。自分が見たいものを見るんであって、どんなかわからないものにはお金をかけたくないという。先ほど民間の場所で無料スポットを民間でやられているところという話を出しましたが、吉富町で今無料で使える場所というのはファミマさん、1件だけなんですね。あと実際にはまだもう数件あるのはあるんですが、なかなかそれも使いづらい部分があります。

これ別に吉富町に全部に普及せとは言いませんが、他の市町村でいきますと、例えば公的施設の中でも文化面があるところ、ここでいうとフォーユー会館ですとか図書館、そういうところは他の市町村でもやはり検索ができるために使えるようにしてるというところが多いんですね。でも、吉富町ではまだそれがなくて、先ほど外国人、2019年にはラグビーワールドカップが大分で開催されます。2020年には御存じのように東京オリンピックが開催されます。

外国人観光客がもちろんふえるでしょう。吉富町に来るかどうかは別にして、この外国人たちはスマートフォンを使って現地情報を調べるんですね。昔のように地図片手に来る外国人って今ほとんどいません。外国人のほうが日本人よりシビアで、通信料は電話代だけ、あとは全部無料Wi-Fiがあるところしか行かないんですね。ですから、今民間がどんどん外国人用に無料Wi-Fiを開設してます。吉富町でもマルミヤさんがそれやってます。ただし、これは日本人は使えません。外国人専用の無料Wi-Fiです。

それをどうのこうのじゃないんですが、吉富町も先ほど企画課長が今後は検討しなければいけないと言われたように、国もこれを押しますから、ただし国がやるのは、先ほど言ったマルミヤさんが設置したような外国人に限定したものになる可能性もあるんですね。そうではなくて、やはり吉富町に来る方誰でも、ここまで来れば使える、少なくとも吉富町は今ホームページをあれだけリニューアルして、資料が全部あつこにあるんですから、24時間吉富町、365日開いてませんから、そこに来た方は見れません。でも、ホームページなら見れるんです。その方が、やはり吉富町を知ってもらうためには、そういう環境を整理するべき課題ではないかなと。別に町なか全部にやれとは言いません。そういうことを今後も検討していただいて、少しでも吉富町がよいように、人が来やすいようにしていただきたいと思ひまして、とりあえず1番のポケモンGOとインターネット環境についての質問を終わります。

続きまして、2番、さわやか福祉財団との包括連携協定締結について、1つ、この内容について町民にわかりやすい説明と、みんながよくわかりやすいような形で説明を十分してくださいね。また、町民へのメリットについてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

協定につきましては、平成27年7月22日、さわやか福祉財団本部にて今富町長、清水理事長とで協定を締結しております。

財団との協定の目的は、相互に協力し、モデルとして福岡県内での地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的として助け合いづくり、生きがいづくり、助け合いづくり創出に関して地域活動を推進していくことございまして、住民への説明といたしましては、昨年6月6日、ことし3月22日、町民全体を対象に町民フォーラムを開催し、いずれも堀田会長の基調講演の後、この新地域支援事業における助け合い活動推進の内容説明を十分させていただいております。

以上でございます。

失礼しました。町民メリットと申しますか、研修会を開きます。そのときのノウハウ、講演会や研修会の際の講師の派遣、印刷物等の支援をいただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ、それはもう文書に書いてること読んだだけなんで、わかりやすいように、何、何、どういうことをするのか、もう少しわかりやすいように（発言する者あり）それはここに書いて、何か協定書の中に書いてるよね、ホームページの。（発言する者あり）何か具体的にどういうものなのか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 具体的なものですね、地域づくりにこれはなります、福祉の。住民がみずから行う活動でございまして、やらされ感からやりがい感、しほりから自由選択、義務感から満足感と、先ほど申したとおり、住民がみずからやりがいのある、そういう組織づくり、それに対する町としていろんなノウハウの提供を行うものでございます。

この財団の根底には、御存じのとおり、地域包括ケアシステムの構築がございまして。これ在宅医療、介護連携、認知症対策、生活支援サービスの体制整備、新しい介護予防、日常生活支援総合事業、従来は施設、事業者等にお願いしてやっていたんですが、これ住民組織の方にもぜひお願いして、住民みずからがそういう団体を創出していく事業、そのノウハウとか、今からの福祉、新しい福祉についての講演会、そういうフォーラム等のことございまして。

住民にこのあれが浸透してないかといいますと、財団から毎月「さあ、言おう」という冊子、

いろんなここに私冊子持ってるんですけど、こういう講演会とか冊子、こういうのは無料提供していただいております。

この中に、本年1月に吉富町の方が、多分このフォーラムをお聞きになって投稿しております。それには、新しいこれからの家族のあり方ということで、ちょっと読み上げたら時間が長くなりますので省略しますが、そうやって吉富町の方がそういうふうな投稿をされておまして、皆さんいろいろ今関心を持たれております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。ちょっと時間配分を考えて。

○議員（2番 山本 定生君） はい。

今、できる前とできた後というのが、今までは施設にお願いしていたのが、今後は住民がみずからやっていくというようなことでいいのかな、と思いますので、この協定後、今具体的に何をしたのかという2番の問いのことを多分説明したのかな、そういう形でいいのかな。今の説明そんな感じじゃなかったの、違うの。そういうことよね。

3番に、ちょっとその次に行きましょうね。

先ほど、印刷物だとか、何とかがこれをするによって入ってくるという説明をしましたね。何かそこもらえたとか、もらえんとか、それはどうなるのかな。例えば予算書でいくとね、どこに歳入で上がってきて、歳出は、これどういう形になるのか、ちょっと教えて。これおれちょっと全然今回の決算の中でわからんやったんで。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 私の申し上げたいのは、こういう冊子が無償提供してくれると  
いうことの説明でございました。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 冊子はさっき何か、そのお金と何か印刷にかかわるお金を出すちゅうて、その後にその冊子の話じゃなかったっけ、違ったの。それをもらうだけ。

ちょっと待って、いや、これで3問になったら終わりやけ。ちょっと待ってね。その件が1件ね。

例えば、先ほど住民に対して何か組織をつくってやるとかいう話をされたんやけど、その場合はやっぱり組織図とか体系図というものがもうできてるんだらうか。具体的にどういうふうに進めていくとかいうものはもう決まっているんでしょうか、ちょっとその辺も含めてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

私が先ほど申しましたのは研修会ですね。吉富町とさわやか財団が共同でいろんな研修会いたします。その中のいろんな研修会の専門的なインストラクターという方がおらっしゃいます。その方に来てもらって、いろいろ研修会のノウハウ、講演会、今言うた研修会ですね、そういうときの講師派遣について、そして、そのときに使う印刷物、こういう冊子ですね、こういうのは無償提供させていただくという、そういう制度でございます。

そして、どういうふうになるのかといいますと、いろんな今サロンの立ち上げとかいろいろのを計画しております。それも住民の声を聞きながら、そういう勉強会をやっています。

勉強会としましては、平成27年の11月に、まず職員からの勉強会ということでやっております。

それから、12月に支え合い体制づくり勉強会ということで、そういう支えづくり体制に興味のある方、そういう住民の方を対象に勉強会をやっております。

それから、本年2月の24日でしたが、それにはもう支えづくりの勉強会として、約町民の方50名の参加がっております。

それから、いろいろディスカッションとかしたんですが、どういうのをつくるかちゅうより、町がどういうのをつくってくれるかというより、住民がこういうのがあればいいとか、そういう意見を聞きながら、そういう組織をつくることになっておりまして、来月からまたそういう勉強会をするように今計画をやっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 来月から勉強会やるということなんで、また次の質問のときに続きはちょっとお聞きさせてもらおうと思います。現時点で、まだ余りできてないということなんでね。

続きまして、じゃあ3番に移ります。財政計画について、前回の議会で、せっかく企画課長が考えられておられたのを、ちょっと時間が配分が悪かったものですから申しわけない。

今回の第2次財政計画中期と、平成28年度当初予算における差異と、これからの実質人口推移における財政予想についてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回の第2次財政計画中期計画につきましては、平成30年度までを計画期間として、平成34年度までの収支見通しを示しておるものでございます。

この収支見通しにつきましては、決算額をベースにしております。したがって、予算額と対比できる性格のものでは、まずございません。ただし、平成28年度当初予算の編成は、財政



計画策定と時期的に並行して行ったことから、当初予算で計上された新たな事業に必要となる財源につきましては、できる限り財政計画にも反映しておりますので、その部分に関しましては、決算の段階では大きな差異は生じてこないのではないかなというふうには考えておるところでございます。

次に、人口の推移における財政予想ということでございますが、今回に限らず、本町の財政計画におきましては、将来の財政見通しをシミュレーションする前提としまして、全体的に財政的に見て厳しくなる方向で条件を設定しております。人口につきましても、本当は考えたくはないんですが、町の人口が減少を続けることにより、住民税の納税義務者数が毎年2%程度減少するであろうということを想定した厳しい方向での見込みで財政見通しを作成しております。

とはいえ、数十年単位の長い目で見ればはっきりするんですが、この先5年から10年程度の比較的短期の計画では、よほどの人口の急増急減がない限り、人口の推移が財政にさほど大きな影響を与えるものではないものと思います。それ以上に、社会情勢の変化や国の地方財政への対応等による財政への影響のほうが、はるかに大きく、特に交付税などの依存財源が多い市町村の財政は不確定的な要素が多いため、長いスパンで正確な財政見通しをつくるのは大変難しいと言わざるを得ません。

そういう意味で、本町でこの財政計画の達成状況の点検などは毎年行っておりますし、数年置きに計画の見直し等も継続して実施することで、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、安定した財政状況を維持できるよう、計画的な財政運営に心がけていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） まあ続けましょうね。あとはまた今後やっていきます。

別府団地建設後の町財政の見通しについて、またこのランニングコストについて、これどの程度になるんでしょうか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

別府団地の建設に当たりましては、国庫補助を除く町負担分のほとんどを、町債の借入れにより賄うこととしております。そして、その返済の財源の一部として、国から10年間支給される家賃低廉化事業補助金や入居者からの家賃収入を充てることとなりますが、町債の返済期間が最長で25年でございますが、実際の建物の耐用年数に比べて短く設定されている関係上、1年当たりの返済額が大きくなりまして、家賃収入やこの補助金だけでは返済が賄えず、返済期間中はこの町からの持ち出しが生じる見込みとはなっております。

ただし、町債の返済後も家賃収入は入り続けますので、建設コストについては、トータルで見ますと、ほぼ回収できるものと考えておるところでございます。

なお、本年3月に策定しました、先ほど言いました第2次財政計画の中期基本計画におきましても、別府団地の建設事業費につきましては、その時点で、想定した額を既に盛り込んでおります。今回計上しております予算も、財政計画策定時に想定しておりました事業費の範囲内でございますので、町債の返済期間中につきましても、財政計画で見込んでいる財政見通しの範囲内で問題なく財政運営を行うことができるものと考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

ランニングコストにつきましては、通常維持費でございます。年間370万円ほど想定しております。

以上です。370万円でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、あと1分。

○議員（2番 山本 定生君） ちゃんと締めくくりやります。

フォーユー会館のエレベーターの点検委託料が85万円とか、館内設置で、この場合は3階建てで館内設置、管理人までいて85万円、駅の駐車場管理運営委託費が49万円とかですね。やっぱりランニングコストがかなりかかるんですね。今お聞きしましたら370万円、これは共益費でやられるのかどうなのか、その辺のことも、また今後おいおいやっていきたいと思います。

先ほど財政計画の説明でも言われましたように、今回決算でも言ったように、本年の吉富町の実質収支額が2億5,000万円ですね。それに対して基金繰入が3億1,000万円、実質赤字が6,300万円というふうな吉富町の今現在の財政であります。町の財政には限りがあります。我々現役世代は、将来へ負担を残すのではなく、未来へは明るい夢を残すべきである、いま一度、原点を見詰め直し、法と条例に基づく行政運営を切望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（若山 征洋君） 次、丸谷一秋議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 皆さん、改めておはようございます。9番、丸谷一秋でございます。通告に基づいて質問していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

1、空き家対策について、①町として空き家をどうしたいのか、目的と目標は吉富町としてはどのように進んでいますか。今現在、町内の空き家は何件ぐらいですか。豊前市では適正に管理

されてない老朽危険空き家等を除去する所有者等に対し、経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、市民の安心安全の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図ることを目的とする条例ができていますが、豊前市では結構うまく行っているようです。吉富町の状況をお伺いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

昨年6月に、企画財政課が本町の空き家等の実態調査を行いました。その結果、空き家件数は338件で、そのうちランクAとして、特に修繕の必要もなく再利用が可能なものが63件、ランクBといたしまして、小規模の改修により再利用が可能な件数は214件、ランクCといたしまして、倒壊の危険性があり、修繕や解体などが必要なものが37件、その他といたしまして、これはランクA、ランクBでありまして、ランクCでないという定義で24件ございました。

利用可能な空き家については、企画財政課において、その利活用、利用方法を検討しており、その次の②の質問で企画財政課長がお答えをいたしますが、私からは倒壊の危険性がある家屋についての対応状況について御説明をいたします。

このような空き家につきましては、総務課が窓口となり、関係各課において対応をしているところでございます。議員がおっしゃいましたように、豊前市が行っているような解体費用の一部補助につきましては、吉富町では今のところ考えておりません。空き家は、あくまでも個人の財産でございますので、まず所有者や管理者に対し、文書で適切な管理をお願いをしております。その結果、ここ3年で6件の危険空き家を所有者等がみずから取り壊しを行っており、一定の成果が出ているところでございます。今後も所有者に対しまして、適正な管理をお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 空き家対策等の推進に関する特別措置法の全面施行を踏まえた取り組みについて伺います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

空き家対策推進に関する特別措置法は、平成27年2月に施行されました。この特措法では、まず第3条において、第一義的には、所有者がみずからの責任により対応することが前提とされております。しかし、経済的な事情等から、みずから十分に管理を行うことができない場合が多いことから、所有者の第一義的な責任を前提としながらも、第4条において、住民に最も身近な行政主体であり、戸別の空き家等の状況を把握することができる市町村が、地域の実情に応じて

空き家等に関する対策を実施するように努めるものというふうにされております。

また、第5条において、国は空き家等に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を定めることとされており、第8条において、都道府県は市町村に対し、情報の提供や技術的助言、市町村相互間の連絡調整、その他必要な援助を行うよう努めなければならないというふうに特措法で規定をされております。

このように、法では、国及び都道府県は、市町村と連携して空き家に関する対策の実施を支援することになっております。このような中、福岡県においては、福岡県空家対策連絡協議会を平成27年3月に設置し、県、県内全市町村、民間事業者が一体となって、空き家の適正管理や利活用について、各町村間の対策や課題などの情報共有を行っているところでございます。吉富町においても、この協議会に参加をいたしまして、情報共有をしているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） こうした現状の中で特別措置法が施行されるわけですが、町民の皆様にもよくわかるように、空き家等と特定空き家等についてはまずは説明をしていただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 特定空き家でございますが、特措法の定義においては、そのまま放置すれば倒壊等著しい、保安上危険となるおそれのある状態、また著しく衛生上有害となるおそれのある状態、また適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るため、放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等を言うというふうに定義づけられております。

そのような家屋であって、特定空き家等に該当すると本町で認められた場合には、所有者に対して、特措法に基づき、文書で適正な管理を勧告したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 特定空き家と認定された場合、所有者に対して、まずは助言、または指導することになると思いますが、所有者または関係者が不明の場合、このような場合、どのような対応になっているのか伺います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 所有者が不明の場合の対応ですが、通常、その対応といたしましては、不動産登記簿情報による登記名義人の確認、住民票情報や戸籍抄本等による登記名義人や相続人の存否及び所在の確認、それにあわせて、地域住民への聞き取り調査等を現在行いなが

ら、特定をしております。

これらに加えまして、特別措置法第10条の規定によりまして、固定資産税の情報も必要な限度において活用ができるというふうにされております。

また、関係する市町村に対して情報提供を求めることができるというふうになっております。そういった形で所有者が不明な場合は確認の対応をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 次、空き家対策②でございますが、空き家の活用で地域の活性化、どのように考えているかですが、納税と空き家対策について、町として空き家をどうしたいのか、目的、目標という形なんです、これが何人かのほかの議員の方も質問された内容です。

まず空き家について、空き家バンクとか空き家対策とかいうんですけど、その点について吉富町はどの、どうしたいのかお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほど総務課長の答弁で、空き家等の実態調査の結果の報告についての答弁がございましたので、空き家の数等については、もう差し控えさせていただきますが、その中でありましたように、空き家の約8割以上は活用が可能な空き家でございますので、町といたしましても、それらを活用し、町が活性化することを望んでおるところでございます。

そこで、大変遅くなったんですが、ことしの7月、空き家空き地のバンク制度を創設いたしました。これは空き家等を売りたい・貸したい方と、買いたい・借りたい方とのマッチングを図るものでございまして、一人でも多くの方が町外からこの吉富町に住んでいただければという思いで、この移住定住政策の一環として取り組んでおるところでございます。

現在、この制度が開始いたしましてから2カ月ほどたったんですが、まだ空き地空き家のこの登録件数は0件というような状況でございます。町民の皆様には、広報よしみ8月号で制度が始まったということのお知らせはいたしました。また、この住民の皆さんへの周知とあわせまして、近隣の宅建業者さん12社、今現在12社なんです、12社と空き家空き地バンクの協定を締結しておりますので、専門家の協力もいただきながら、空き家空き地バンクの活性化を図っていきたくて考えておるところでございます。

この空き家は、住宅の既存ストックということでもございます。この価値をプラスに転じさせ、店舗としての活用につきましても、地方創生の推進交付金のこの事業の中で検討いたしまして、移住定住及び商業化、移住定住促進と商業化ですね——による地域活性化に活用していきたくて考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 町民からの空き家等に関する相談件数は何件ぐらいありましたか。また、よくあるのが、土地の持ち主と上の建物と地主が違う場合ですね、どのような指導をされているのですか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

相談件数のことですが、空き家空き地の活用についての相談につきましては、現時点ではほとんどございませんが、先ほど総務課長が言いましたように、空き家の管理の状態が悪いということでの苦情ですね、苦情の相談につきましては、年に数件程度の相談があつてゐるようでございます。

それとあと土地と建物の所有者が違うという場合のことですが、そういった苦情の内容で、土地に関する苦情であれば土地所有者、建物に関する苦情であれば建物所有者に連絡をしているものと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 次行きます。2の吉富町の今後について、①第1次から第4次吉富町総合計画が今までどれくらい実施でき、進んでいますか。いろいろな政策をしてきたと思うが、実施できた内容を伺いたい。また、今後の重点施策についても伺いたい。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

これまで本町では、昭和47年策定の第1次総合計画で「明るく豊かな住みよい吉富町」、それから昭和62年策定の第2次総合計画で「平和で明るい住みよい町」、それから平成13年策定の第3次総合計画で「安心と豊かさと潤いの実感できる町」、そして、平成23年策定の現行の第4次総合計画では「誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち☆小さなまちにあふれる輝きを☆」と、これを将来像に掲げ、社会情勢の変化に対応しながら、将来像の実現に向けたまちづくりを積極的に進めてきております。

いずれの計画におきましても、住民の皆さんにとって住みよい町であることを重視し、水と緑豊かな町の自然を守りつつ、住環境の整備や福祉の充実に注力してまちづくりを進めてきた結果として、今日の吉富町があるのではないかと考えておるところでございます。

この総合計画に掲げた政策がどれくらい実施できたかという御質問でございますが、それぞれの計画において実施できた政策もあれば、実施できなかった政策も多々あったかと思っております。過

去の総合計画におきましては、個々の政策について、具体的な達成目標は掲げておりませんでしたので、計画をどこまで実現できたかどうかを客観的に示すことは大変難しいわけではありますが、実現できなかった政策につきましては、その検証と見直しを行い、次の計画で課題の解決に努めていくことで、一步ずつではありますが、町の発展につなげてこられたのではないかと考えてございます。

なお、昨年度策定いたしました第4次総合計画中期基本計画におきましては、基本となる政策ごとに代表的な成果指標を掲げており、計画の達成状況が客観的に判断できるように工夫をしたところでございます。

今後の重点施策ということですが、総合計画に掲げた各種政策は、いずれも重要なものでありまして、各分野で積極的にまちづくりを進めなければならないと考えておりますが、この先、数年の重点施策として、強いて挙げるならば、「国を挙げた取り組み」でございまして、いわゆる地方創生に向け、昨年度策定しました吉富町まち・ひと・しごと総合戦略に基づきまして、これまで以上に暮らしやすく便利で子育てしやすい環境の整備を進めることで、移住定住の促進や町のにぎわいづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ほぼ①と同じような質問になりますけども、②の町の将来像はどうなっていくか、考えがあれば聞きたい。人を育てるというのは時間もかかるけど、そのあたりとあらゆる可能性のある子供たちに、行政としていろんな環境、施設もそうでしょうけど、その前の環境を整えてやっていくということも大事だと思いますが、人を育てるっていう部分では、今後どのような政策があるのか。重点政策と思いますが、それを含めてどういう政策をもって今後進めていくのか、お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、本町では、第4次総合計画において、「誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち☆小さなまちにあふれる輝き☆」、これを将来像に掲げてございます。この将来像の実現により、町に住む人々のつながりを、吉富町がふるさとという絆に育て、本町に住む方々が誇りをもってこの町で暮らし、生き生きと活動できる、そのような町にしていくことを目標にしております。

また、昨年度策定しました2060年までを対象期間とした人口ビジョンでは、将来展望において、人口減少に歯どめをかけ、長期的には人口1万人を目指すこととしております。

人口を増加させることにより、町の衰退を防ぎ、町に活気をもたらすことで、将来にわたり吉

富町が住民の皆さんにとって明るく豊かで暮らしやすい町であり続けることが一番の理想ではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） わかりました。

次3番、吉富町の人口問題について、①健康寿命の取り組みについて。長野県は寿命日本一になれたということでしたが、調べてみますと、保健師、食生活改善推進員、保健指導員、健康ボランティアの活動が盛んで、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士などの専門職による地域保健医療が活発といった政策でございました。

吉富町は、どのような取り組みですか、伺います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

まず、健康寿命とはということでございます。これは健康上に問題がない状況で日常生活を送られる期間のことでございます。吉富町では、町民の健康寿命が延伸し、生き生きと高齢者が生活できる社会を目指し、高齢者への介護予防等の推進と、現役世代からの健康づくり対策の推進について、積極的な取り組みを行っているところでございます。

現役世代からの健康づくり対策推進といたしましては、各種がん検診の実施、特定健診の実施、保健指導、健康教室や講演会、健康相談、訪問指導、住民の自主的な健康づくり活動への支援を実施しております。がん検診の受診率につきは、福岡県内でも高い受診率となっており、がんの早期発見に努めております。

また、特定健診受診率も高く、適切な事後指導を実施することで、生活習慣病の重症化による脳卒中などの重篤な疾病疾患の早期予防に努めております。

今年度から、新規事業といたしまして、二十歳以上の住民対象にピロリ菌抗体血液検査、胃がんリスク検診を実施しております。また、40歳以上に実施しております乳がん検診を30代の女性から実施するなど、若い世代の健康づくりを推進しております。

「自分の健康は自分たちの手で」という合言葉のもと、さまざまな健康づくりグループも活動しているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 吉富町民の健康寿命は何歳か教えてください。

それから、今年からピロリ菌検査を実施しておりますが、受診者は何名でしたか、教えてください。



○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

町内での健康寿命のデータはございませんが、2010年に福岡県内保健医療圏別の健康寿命算定結果では、男性では福岡県、平均寿命79.44歳に対しまして、健康寿命は78.1歳、女性におきましては、平均寿命86.54歳に対し、健康寿命は83.52歳でございます。

なお、吉富町も管轄をされてます京築管内の平均寿命は、79歳に対しまして、男性でございますが、78.06歳、女性においては、平均寿命85.81歳に対して、健康寿命は83.62歳となっております。

各々平均寿命から健康寿命を引いた期間が、寝たきり等、そういう不自由な生活を送った期間となっております。

次に、ピロリ菌の検査でございます。今年度からの新規事業として行っておりますが、受診者は594名でございます。このうち33.2%が陽性率ということで、173名の方がいろんな医療機関とかで再検診を受けているようでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ②でございますが、高齢者対策について、高齢者対策で町が一番力を入れているのは何でしょうか、お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

吉富町の高齢者対策につきましては、平成27年3月に、吉富町高齢者福祉計画を策定し、地域で助け合い、いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちづくりを基本理念といたしまして、平成27年度から29年度までの3カ年の本町高齢者施策の方針を示しております。

計画の中身でございますが、高齢者を対象にした住民意識の調査の結果を反映させ、高齢者保健福祉サービスの目標値を定め、毎年、町高齢者福祉計画推進委員会で検証をしております。急速な高齢化に対応するため、町が一体となり、自助、互助、共助の連携の強化と行政による公的サービス、つまり公助の支援充実などの重層的な支援体制で地域福祉の推進をしているところでございます。

御質問にありました一番力を入れているのはということでございますが、やはり高齢者の方々が住み慣れたこの町で要介護状態にならず、健康で暮らしていくためにも、介護予防の促進が重要かと思っております。在宅医療の充実や地域包括ケアシステムの構築で、施策の充実を図りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 次の③でございまして、安心して住める吉富町の政策は、安心安全まちづくりを目指すべきじゃないかと思いますが、行政ではどのようなことをしたのか、町民意思への重要課題ではないかと思います。お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほど健康福祉課長の答弁にもありましたが、本町の高齢者福祉に関しましては、支え合いのまちづくりとして住民相互が助け合う地域福祉のしくみづくりですね、これに取り組んでおります。その他、いろいろあるわけですが、その他の面におきましても、巡回バス運行サービス、町営住宅の整備、消防防災体制の強化、防犯体制の強化、消費者生活相談などの消費者行政への推進、生涯学習など社会教育の充実、商、工、農、漁業ですね——の振興、自治会活動の支援、さらに空き家活用の活性化などによりまして、吉富町にお住まいの皆さんが安心して生活できるよう各種施策に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ④でございます。人口減少、少子高齢社会の挑戦を最大のテーマといたしまして、この人口減少、少子高齢化を緩和していくスピードをあたためていくと、ある場合によって、定住対策等で定住人口も確保していくということと、抑制をしていくと同時に、この人口減少少子高齢社会へてきはしていると思いますが、他の自治体よりよい政策かを伺いたい。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

定住人口増加策は他の自治体よりよい施策かということのお尋ねですが、本町におきましては、これまでも人口増を目指した住環境整備や福祉施策等の充実に積極的に取り組みまして、その充実したサービスは、決して他の市町村にひけをとらないものであると自負しておるところでございます。

しかしながら、それらの施策に関する情報が、移住定住を検討されている方々に届いていないという情報発信力の弱さが大きな問題だと認識しておりました。

そこで、本年の4月、移住定住促進特設サイト「すもうよしとみ」を開設しまして、子育て環境、教育環境等に関する暮らしの情報や、定住化促進制度、空き家空き地バンク、創業支援などの定住支援施策の情報、移住者インタビューなどについて発信をしまして、住む場所としての魅力をPRすることで、移住定住の促進を図っておるところでございます。

個人が定住先に求めるニーズはさまざまございまして、人口増に向けて、何か一つの施策が目に見えて大きな成果を上げるというようなことは、非常に難しいものであろうかと思えます。

しかしながら、今後とも現在取り組んでおります事業を継続的に実施するとともに、各種補助制度等の創設、住環境整備、子育て環境の充実のための取り組みなどを進めまして、若い人の定住の場所であったり、高齢者の定住の場所であったりと、また都会からのUターン、Iターンの場所であったりと、この吉富町を住む場所、生活する場所として選んでいただけるよう、今後も努力していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 次、4の吉富町庁舎の増築計画について伺います。①庁舎は南側に3階建てに増築予定に計画されているようですが、庁舎全体のレイアウト、見直しを考えて増築をすべきと思うが、他の市町村の調査をし、レイアウト等を、特に、町民相談窓口開設等を参考に進めてはどうでしょうか、伺います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

平成28年8月17日に吉富町庁舎増改築工事実施設計業務の委託契約を締結し、現庁舎を含めた全体のレイアウトを委託業者と打ち合わせをしながら、今検討しているところでございます。

丸谷議員がおっしゃるように、他市町村の相談窓口等も参考にして、住民が利用しやすく、かつ防災拠点施設としての機能を備えた庁舎に増改築したいと、していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） これ私の要望というのかね、ことについてですが、特に2階の企画財政、上下水道課、議会全体の配置をよろしくお願ひしたいということでございます。

その検討はどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 答弁。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

現庁舎を含めた、増築部分ではなくて、全庁舎を含めた全体のレイアウトを今検討しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 配置図の打ち合わせについては、議会にも相談してほしいと思ひ

ますが、町長、どうですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今現在、業者のほうと打ち合わせをしているところでございますが、庁舎の中で決定をしていきたいというふうに、現在のところは思っております。御意見も伺いたいところなんです、いろいろな意見を伺いながらするのが一番ベストなんですが、今のところは庁舎の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（若山 征洋君） 済みません、岸本議員ですけど、暫時休憩いたします。再開は11時40分です。

午前11時31分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。

今回は、7つの項目について質問を行います。

まず1点目、国保の問題です。2018年、平成30年度から、国保は県と町の共同運営となります。そうなったとき住民にとって、どのようなデメリットが予想され、住民の命と健康の増進に責任を持つ自治体として、どのように対処される予定かお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

今回の県単位化の広域化ですね、そのデメリットでございますが、住民サイドから考えた場合と行政から見た場合、また違ってくると思います。住民の方にとって、これといったデメリットは今のところございません。一つ懸念されるといいますか、どの市町村も一番の関心は、市町村ごとの納付金と申し上げますか、県に納入する金額がどのくらいになるかということでございます。その金額を町が県に納付するために、現在賦課されておる課税の状況でよいのか、その金額の差に大きな乖離があった場合どうするのか、その検討は必要かと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 国保税が今とても高いんですけれども、この現状というのは、たしか1980年代だったと思いますが、国の負担割合を引き下げられ、そのままに国がしてきたそこに根本的な問題があると思います。

今回さらに、県単位化がなされようとしています。それによって、県と市町村の関係はどうなるのか。県は給付費に必要な費用は、全額市町村に交付し、県が示した、今先ほど言われた納付金ですね、納付額に必要な保険税を市町村が決定し、賦課徴収によって全額県に納付するというものです。つまり、医療給付の増が、保険税の値上げに連動する仕組みを導入したことになります。これは介護保険と同じ仕組みです。

私は、今回の県単位化によって、国保税が上がることを最も懸念しております。納付金については100%納付が義務づけられております。税の徴収率が悪く、納付する額に満たなかった場合、その財源についてどのように考えておられるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

吉富町はこの協議会に代表幹事として参加させていただいております。そのなかの議論としまして、県のほうもそういう徴収率100%では計算しない、その旨、今協議をやっておる段階でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今2回目ですね。その納付金、県が示す納付金の市町村に示す納付金を決定する段階で、徴収率を加味されるだろうということは聞いております。

でも、その納付金は、全額払わなければなりません。ですから、そういうふうに県が配慮してくれて決められた納付金であっても、徴収率が悪ければ足りないわけです。足らなかったとき、そのお金はどうするんですかっていうのを私は聞いています。

2回目なので、3回しか言えないので。考えられるのは4つあると思います。1つはその分を一般会計から繰り入れて払うこと。もう1つは、町が持っている基金を取り崩して払う。3つ目は、介護保険と一緒になんですけれども、県の財政安定化基金、それから借りることです。でもこれを借りますと、次の次年度に、これは保険税から返さなければなりません。ですからこれは、必然的に保険税が上がります。もう1つは、県から決められた納付額、これよりも多く考えて保険税を算定することです。つまり、保険税が100%集まれば、納付額よりも多くなるように設定する。そうすると、徴収率が悪くても、そこにお金が生まれます。私は、この4つは方法として感じました。ほかに何かあるでしょうか。もう30年度ですので、もう近々です。どうするか

というのを考えておられて当然だと思いますので、その辺お願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 税に関連しますので、私のほうから少しお答えします。

まず先ほど、健康福祉課長が言いましたが、交付金については、税率を徴収率を加味するという発言をちょっとしましたが、今んところ徴収率につきましては、今聞いた話では、本町の徴収率は標準化をされる場合でも、若干うちのほうが上回ってるのではないかなという、今想定をしております。あくまでも想定 of 段階ですが。

それと前回の議会でもお答えしましたが、保険税の県内の統一化に向けては、中長期的に、均一化を将来目標として中長期的に進めていくというような感じで言われてます。当初、県内統一化になった場合、県平均とのうちの差額というところで、議会でも一度ぐらい発言したことと思いますが、当面、その辺はちょっと今後の動向を見ないと、今のところ検討してるというような返事しかお答えできる資料の持ち合わせがないということになります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が懸念してるのは、国保税が多分上がるだろう。そして国保税の徴収が非常に厳しくなるだろう。先日来、滞納者に対する差し押さえの実態をお聞きいたしました。これがさらに厳しくなるんじゃないかなと思います。3回目でのすので、1点だけ確かめさせてください。

仮に足りなかった場合に、一般会計からの繰り入れ、あるいは町が持っている基金からの繰り入れ、つまりそうすれば、国保税の増額に連動しないわけですね。そういうことも想定しておられるかどうか、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

それも一つの手段と思いますが、そういう想定もございしますが、決定はしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、2番目に移ります。

無料低額診療事業についてお尋ねいたします。

厚生労働省は、日本の医療制度について、世界最高水準といっています。その根拠として、一番目として、国民皆保険制度があること、2番目として医療保険に加入していれば、いつでもどこでも見てもらえること、3番目、医療費が安く、現物給付されていること、4番目として長寿国であることを上げております。

しかし実際は、高い国保税が払えず短期保険証や資格証の発行がふえ、近年の雇用破壊は、約4割の労働者を非正規労働とし、結果的に国保加入できない国民がふえ、国民皆保険制度は骨抜きにされております。

保険医協会の調査によれば、この半年間に経済的理由による、治療中断があったと答えた方が40.9%にも及び、日本医師会の調査は、経済的理由で受診を控えたことのある人の約50%が、症状が悪化したと答えています。

こうした中で、無料低額診療事業の活用が求められます。これは低所得者、身元不明の病人、ホームレス、DV被害者など、生計困難者を対象に、無料または低額で診療を行う制度です。吉富町でこの事業を利用した方が過去にあったでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

1カ月ぐらい前になると思います。公益財団法人が経営する医療関係者の方が訪ねてまいりまして、こういう制度、うちの病院等がありますので、ぜひ町民の方に御紹介くださいということで、そういう依頼がっておりますので、我々としてもこういう制度は多いに活用すべきということで、その中で、吉富町の方御利用ありましたかとお尋ねしたんですが、吉富町の方、当病院、医療機関から、遠方だから、その方事務長でしたか、最近ではそういう利用はありませんということお答えいただいております。

なお、窓口等でそういう方がおれば、我々もそういうパンフレットお預かりしてますので、そういう医療制度ですね、ある制度は活用させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この、無料低額診療事業そのものが知られていないこと。またこの事業の認可を受けた医療機関が少ないことが、問題としてあると思います。この医療機関福岡県内に39カ所、近くでは苅田町に1カ所あります。質問の一つは大分県の状況をここ中津市が近いから、大分県の状況を把握しておられるかどうかということと、今窓口においてということ言われたんですけども、周知についてほかに何らか考えておられますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

大分県のどの医療機関がこの制度があるかちゅうのは、私は把握しておりません。

なお、福岡県にこういう場合の制度の活用ということで、広報紙等に県の広報に載しておりますかというお尋ねしましたが、理由として、特定の病院に患者が集まり、医療機関に迷惑がかかるとか、特定の病院のPRにつながるから、県としては積極的な広報はしないが、そういう制度

は広報というか、そういう相談があれば、そういう周知するというような回答いただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この制度は、私も何回か相談を受けた方をこういう制度があるので受けたらどうですかっていうことで、病院を紹介したりして、したことあるんですけども、全ての方がこの診療、この事業を利用できるわけじゃありません。そこでは審査があつて、私が経験した例でもその方はだめでした。そういう内容のものです。

近隣の自治体では、対象者に、ほんとは対象者ですね、そういう事業を利用したほうがいいよな方に案内するために、民生委員さんの研修会で、この事業の学習をしたということを聞いております。職員の皆さんや、それから民生委員さんとかいろんな方ですね、こういう生計困難者の方に遭遇する可能性がある方に対しての特別な周知研修も必要だと思いますけども、今後そういったことも検討していただけるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） この制度ですね、社会福祉法の中で定められてる制度でございますので、そのときの事務長にお約束したんですが、民生委員さんにも職員にも知識としてそれは周知しますちゅうことでお答えしています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、次に進ませていただきます。

子育て支援について、まず、就学援助、準要保護と言われているものの拡充について質問いたします。

まず、現状をお尋ねしたいと思います。教務課からいただいた対象世帯にはいろいろなケースが示されていますが、所得で生保基準の何倍に当たるのでしょうか。それから、支給項目に関して、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費は出しておられますか。3番目は、新入学学用品費ですが、これはいつ支給されているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えいたします。

最初に質問ですが、生活保護基準の1.3倍としております。2点目ですが、PTA会費等は入っておりません。それから3番目ですが、新学期が始まってからになっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。



○議員（8番 岸本加代子君） 今の現状お聞きいたしまして、この就学援助制度の拡充、いろいろなことがあるんですけども、今回は2つの点を求めて見解を伺いたいと思います。

まず支給項目についてですが、国は2010年から対象にPTA会費、生徒会費及びクラブ活動費を上げています。これは、国がひとつそういったことを示しておりますので、拡充するべきではないかと思います。これに対してはどうでしょうか。

それから、新入学学用品費は、入学する前、3月ぐらいに支給しないと、準備ができません。この3月支給を実施すべきだと思いますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 1点目でございますが、本町の場合は、吉富町児童就学援助規則、これに則って支給をしております。その中の項目に、援助種目っていうのが、種類があるわけでございますが、それに則ってやっておりますので、今のところPTA云々というのは考えておりません。

それから、もう1点は、入学説明会っていうのが2月ですか3月ごろですか、入学前に入学説明会というのはあります。それをそのときに保護者等に通知をいたしまして、こういった援助制度があるというのを周知するわけでございます。それを受けて前年度の収入ですかね、そういうものに基づいて判断しておりますので、入学後に支給がなっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 最初のPTA会費、生徒会費、クラブ活動費については、規則に則ってしていて、規則にそれが上げられていないので、支給してないということなんですけれども、国がそれはちゃんと示していて、今子育て支援が大変求められていて、しかも準要保護者っていうのは、保護者もそうですけど、生活困窮者です。これはぜひ、子育て支援策として、規則のほうを充実させるべきではないかと思います。もう一回このことをお願いします。

それと、もう1点、入学、新入学学用品費の支給なんですけれども、これは福岡市が事前にもう支給しております。北九州市もその方向を示しています。そうする自治体が今どんどんふえております。というのが、国が2015年8月14日の通知で、要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童、生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分に配慮すること、括弧として、特に新入学児童、生徒学用品等とそういう通達を出しております。この通達に基づいて、そういうことがなされてるのだと思いますし、実際にいろんなものを準備するのに、入学してからではお金がないから、人に借りたりとか、いろんな苦勞をするわけですね。ですから、先ほど2月の準備会で説明をし、決定をするからそうなるとおっしゃいました。じゃ福岡市の場合は、1月4月から31日までが申請となってるようです。どうやっ

て、その皆さんにこういうのがありますよっていう説明っていうか、周知しておられるのかというの、私知りませんけれども、この辺は調査されて、ぜひ、3月支給を実施するべきだと思います。この2つの点について、もう一度答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 1点目につきましては、今後検討課題とさせていただきたいと思っております。2点目につきましては、いろんな場で、教育長会議にもそういった話題が出ております。福岡市の件もですね、そういうのも周知しております。ただ、いろんな事務的なものも含めまして、今の段階では吉富町の場合は、事前に保護者のほうには、できるだけ早く周知することはしておりますが、何分収入ですかね、そういったものの把握っていうのが前年度のものになるんじゃないかと思ってます。事務的なもので、吉富町の場合は今までどおりでちょっと行いたいとそうように考えております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 支給の費目の。

○議長（若山 征洋君） もう3回越してます。

○議員（8番 岸本加代子君） 拡大については、検討してくださるということです。もう1つの3月に新入学用品費の3月支給については、前向きな答弁ではなかったと思いますが、事務的なことが原因ならば、そこは改善する余地があると思うんです。何よりもお子さん、その御家庭、そこを中心に考えていただいて、ぜひこれは事前にしていただきたい、するべきだということを主張して、次の学童保育料の減免についてお尋ねいたします。

この問題では、以前に取り上げました。議論いたしました。学童保育は、対象学年が拡充されて、利用世帯は例えば2人、3人、兄弟、姉妹で利用している世帯、ひとり親世帯、生活困窮世帯などさまざまに考えられます。月額5,000円は、近隣に比べて低い料金かもしれませんが、住民にとってはそうではありません。この料金は、保護者の所得によって決められてはならず一律です。ならば当然低所得者対策は必要です。こういうことでの必要性が私はあると思うんですが、必要性についてお尋ねいたします。いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

今年6月議会で申し上げたとおり、現時点ではそういう減免については考えておりません。以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私6月の時点では把握してなかったんですが、現在、福岡県下、学童保育を実施している59自治体の中で、36の自治体が生活困窮者に対する減免を行ってお

ります。6月定例の県議会では、知事が減免制度を設けていない市町村に対し、県内の市町村の事例を紹介しながら、それぞれの地域の実情に応じた減免制度の整備について助言するっていうふうに答弁しております。つまり、知事は、この必要性を認めているわけです。こうした助言というか、県からの何らかのアクションはなかったんでしょうか。

また、59自治体のうちの36ですよ。これがやっているということを踏まえた上でも、しないとか考えていないという答弁になるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

県のほうから、そういう通達、もしくは助言があったということは、私は記憶しておりません。

6月の議会でも、申し上げましたとおり、負担額は1日当たり220円程度、そのうち100円相当のおやつ代を準備させていただいております。残りの120円が保育料となっております。なお、他市町村では、傷害保険料も保護者負担として、別に徴しておりますが、当町では町が全額その保険料は負担をさせていただいております。なお、平成25年12月に放課後児童クラブ利用者に対しまして、吉富町子ども子育て支援事業計画作成アンケートを行っております。その中で皆様方からいろんな御意見をいただいております。御紹介させていただきますが、学童保育に関して、6年生以降も利用してほしい、利用料は多少高くてもいいと思いますと、そういうように御意見をいただいております。なお、私の耳には、2人目の5,500円だからどうのこうのというような意見を一度もいただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、アンケートの中身について言われましたけれども、その方はそういうふうに思われたのかもしれませんが。私は、拡充によって兄弟を預けている人から、非常に大変だという声を聞いております。先ほどもずっと言ってきましたけれども、保護者の所得とは関係なく一律であること、それから、県もそういった必要性も認めてること、さらに県下でもそういう減免制度が広がっていることなんかを考慮すれば、検討していくべきだというふうに思います。

それと、もう一つ、先ほどから中身について、保育料の中身ですね、こういったことに使ってるってことなんですけれども、そして近隣と比べれば安い保育料が設定されてるんだと思います。しかし、保育料、学童保育ではなくて、保育料は第3子以降無料となっております。この保育料そのものも、国の基準よりもたしか吉富町少し低かったんじゃないかと思うんです。それでもなおかつ、そういう他町村に先駆けて、住民支援の施策を実行してるわけです。ですから、安いから学童保育の保育料が安いからそういった減免制度は必要ないというのは、あたらないというふ

うに思います。もう一度、私が今言ったことを考慮されてどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 再三申し上げますが、現段階では考えておりませんということで答弁させていただきます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、次にいってください。

○議員（8番 岸本加代子君） 現段階では考えておりませんということですので、ぜひ今後考えていただきたいと思います。

それから3番目です。国保税の子供の均等割を減免することについてお尋ねいたします。

国保税の均等割は、大人も子供も同じ額が課せられております。このうち、子供、例えば15歳以下の均等割を減免することによって、子育て世帯の国保税を軽減すれば子育て支援となります。県内では実施されてるところはないようですが、全国的には実施例が見られます。これは、ぜひ検討すべきことだと、私は思っております。

本町の国保加入世帯で、15歳以下の子供の数は幾らでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

国民健康保険、年齢別被保険者から計算すると152名でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この世帯の中には、法定減免を受けている世帯もあるかと思うので、一律に均等割の額を乗じて計算するというわけにはいきませんが、減免に当たっては一定の財源が必要となります。私は、平成27年度から保険者支援制度の支援金が拡充されておりますので、それを充てたらいいと思っております。その拡充された分というのは、本町では幾らでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

御存知のとおり、社会保障と税の一体改革、国民健康保険に関する改正でございます。平成27年度の改正事項でございますが、保険税軽減拡大に伴う保険者支援制度の拡充ということでございます。保険支援制度では、保険税軽減額に応じた法定繰入金、国が2分の1、県4分の1、町が4分の1でございます。その分で7割軽減対象者が12%、5割軽減が6%の財政支援が行われております。保険税軽減の拡大により、これが7割軽減対象者が15%、5割軽減が14%、新たに2割軽減としまして13%と拡充されております。

なお、今回国保の決算議会でも計上してございましたが、平成25年度、この保険者支援金は

414万9,599円、平成26年度534万8,068円、平成27年度1,190万659円と大幅にのんでおりますが、先ほど申したとおり、軽減対象者の増、それと新たに2割軽減に対する支援金がありましたので、その分に充てさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと今大幅な増額がなされているという答弁がありました。今計算したら1人2万円として、約300万円あれば、その子供たちは全くゼロにできるわけですね。それは一律にそういうふうにはならないと思います。もちろんそれを望んでいるわけではありませんが、ここを軽減する必要があるかというふうに思っております。

これをすれば、子育て中の国保加入世帯の子育て支援になるわけですね。これは子育て支援の一つのあり方だというふうに思います。今これを実行してくれとは言いませんけれども、こういうことも考えていただきたい、今後ですね、ということをお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

平成27年度の決算書ベースですね、計算してみたところ、一般会計の繰り入れです、この分が8,425万1,292円となっております。このうち国費対象が595万329円、県費対象が1,951万8,836円、町費としまして5,875万1,927円町費負担しております。

これには、法定の繰り入れ等がございまして、これ人数別に1世帯当たり町から幾らの1人当たり繰り入れしているかと申し上げますと、単純計算でございしますが、国費で1世帯6,000円、県費で2万円、町費で6万円となっております。先ほどのお話でございしますが、全額町費となりますので、その分がまた町費から出す次第でございまして、子育て支援ですね、我々の社会保険も子育て中があります。逆に国保だけに子育て支援をするというのも、そういう不公平が生じると思いますので、現時点では、子育て支援に関する国保税の軽減等については考えてございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今答弁がありました。これだけ人口が減っている中で、何か考えないといけないわけです。その一つとして、この子育て世帯の国保税の子供の均等割の減免というのは、出てきたと思いますし、私もそれを聞いたときに、これほんとにいいなと思いました。不公平と今言われましたけれども、前にも言いましたけれども、全ての人に同じように町のお金が使われるような事業というのは、恐らくないと思います。あるところには、ある人たちが手厚

く受け、国保ではほかの形で受ける。そして全体的にそれが、均衡が保たれているというのが、町のあり方だというふうに思います。これは、ぜひ検討すべきことを主張して、次の学校給食費への補助の問題についてお尋ねいたします。

この問題では、これまで私議員になって、今回ですね、なって毎回取り上げてきました。今回6回目になります。前回同様、議論の到達点を整理してみたいと思います。

まず、学校給食は、教育の一環である。憲法は義務教育を無償と定めている。さらに、給食費への補助は、子育て支援策として有効である。これは共通認識となっております。あと、学校給食法が、食材費は保護者負担としているというふうに教育長言われますが、これは負担区分を示したもので、これをもって補助を妨げるものではないという国会答弁が既に出ておりますので、補助をしない理由にはなりません。

次に、教育長が言われるのは、財源がないということです。我が町の財政状況を見れば、それが理由にならないということは明らかです。前回執行部が子ども医療費の県負担がふえることから、300万円という新たな財源が出ることを示されました。それで300万円あれば、1カ月1,000円の減額は可能だということで、それを指摘しますと、今度はほかにやることがあるという答弁でした。私はそのとき、ほんとに真剣に内部での議論がなされて、その結果としての答弁なのかというふうに疑問を覚えました。そこで、お聞きいたします。この問題を教育委員会で議論されたのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） この議会での一般質問等につきましては、逐次、教育委員会で報告しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2回目の質問として、それでは教育長はあるいは教育委員会は、今県内でどのくらいの自治体がこの学校給食費への補助を広がってるんですけれども、今どのくらいか認識しておられますか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 県内はつきりしておりませんが、全国、国内、県内につきましてもあるということは知っております。たしかちょっと間違ったらごめんなさい、40自治体というの、ちょっと国内か何かで。ただそういうことをやってるというのは承知しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私もちよっときょううっかりして、さっきから資料を搜してる

んですけど、県内で15の自治体が補助をしております。最近ぐっと増えてきました。近場でいうとお隣の上毛町ですね、上毛町もしています。京築内では今のところないようですけども、全国ではぐっと広がっておりますし、それから県内でも広がっております。

それは、その内容というのはさまざまですよ。牛乳代であるとか、あるいは月額1,000円であるとか、半額とかいろいろです。でも補助をするのとならないのは雲泥の差があります。

こういう中で、先ほどの学童保育の減免もそうですけれども、この吉富町は、ほんとに子育てに、子育て支援に後ろ向きの町と言いかねないような状況にさえなってきたというふうに思うんです。教育委員会で議論されたということです。議事録あるでしょうか、まず議事録あるかということと、それから今後議論されるときに、この県内の状況ですね、それから先ほど私がずっと述べました、教育長との共通認識、それから認識はされてないけれども、共通認識はやってないけれども、私が論破したようなことですね、財源の問題とか、この辺も出されて、ぜひ議論していただきたいと思います。その点どうでしょうか。議事録があるかということと、今後、そういったことを踏まえて再度議論していただきたいということなんですけど、答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） もちろん議事録はございます。そして、この一般質問については、私の執行部のほうからいろいろ説明をして、質問等があればということによって言っています。議事録はきちっとあります。

それから、何やったですかいね、済みません。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今のさまざまな状況ですね、全国状況、県内状況、それと吉富町の財源の問題とか、そういったことも全部明らかにしながら、議論をしていただきたい。このままだと子育て支援に後ろ向きの町になると不名誉なことが言われないように、ぜひ前向きに検討していただきたい。私はそういう立場を望んでおりますが、とにかく教育委員会で議論していただきたいということです。そのことについての答弁をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 一般質問の中身等については、報告、それから質疑等も受けて議論をこれだけじゃなく、ほかのものもいろいろやっておりますので、続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） よろしく願いいたします。

最後の質問なんですけど、先日、カラオケなどでよくフォーユー会館に出かけるという高齢者

の方、複数の方から、フォーユー会館のトイレに手すりがなくとても困っているという声をお聞きしました。なるほど、行ってみましたら、障害者用にはありますけれど、ほかありません。ホールは500席あって、使用されることも多く、手すりがあるトイレが1個では到底足りないと思いました。これ早急に手すり設置するべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

現在、フォーユー会館には、男子用の小便器トイレが17個、大便器トイレが9個、女子用和式トイレが15個、洋式トイレが5個、それで先ほどの議員さん言われましたように、多目的トイレが3カ所といいますか3個設置されております。そのうち、男子用の小便器の2個に手すりがついている状況であります。高齢者等で、トイレの仕様の際に手すり等が必要な方は、1階に2カ所の多目的トイレと2階に1カ所の多目的トイレを利用いただいているところであります。

それで、フォーユー会館の利用につきましては、あらゆる年代層の方がホール、あるいは研修室等を含めまして多く利用していただいております。今後もより多くの方に施設を利用いただくためにも、議員さんおっしゃった利便性の向上を図っていかなければならないというふうに思っているところでございます。

それで、フォーユー会館も建築後20年以上経過しておりますので、今後、施設の整備を進める中で、御質問のトイレの手すりの設置も含めまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） いずれってということなんですけど、フォーユー会館利用すること、とても皆さん多いと思うんです。私は早急にすべきだと思うんですけど、それいつごろになるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） いろいろ先ほど議員さん、別の議員さんおっしゃられましたように、まちの財産にも限りがあります。それから、教育委員会にしても、優先順位、必要な必要性からいろいろと吟味しながら検討していく必要もありますし、全体的な財政の状況も勘案しながらやっっていかなければいけませんので、いついつまでになるとはちょっとお答えはできません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目ですね。



○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（8番 岸本加代子君） じゃあ、この手すりをつけるのに一体幾らお金がかかるんでしょうか。3回目ですので、私はほんとにフォーユー会館を利用してくださってる方は、使用料として町にお金は入るから、とてもありがたいことだと思うんです。やっぱり気持ちよくフォーユー会館使っていただきたいと思います。そのためにももう早急にするべきだと思います。そのことをもう一度私言いますので、そのことについての答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 一応、試算はしております。和式トイレで手すりをつけた場合、20個あるんですが、約30万ぐらいかかります。それから洋式トイレ、これはL型の手すりになるんですが、これを9個つめた場合約二重数万円かかります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今額が示されました。すぐできるはずです。すぐするべきだということを主張して、今回の一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。

再開は13時20分からとします。

午後0時28分休憩

.....

午後1時20分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

中家章智議員。

○議員（1番 中家 章智君） 1番、中家です。それでは、一般質問をさせていただきたいと思  
います。

まず、最初にふるさと納税について、今回は最初にお聞きしたいと思っております。

1番の①ふるさと納税のシステムについてお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

ふるさと納税という名称で一般的に慣れ親しんでおりますこの制度は、納税という言葉はついて  
いるんですが、実際には地方自治体に対する寄附でございます。平成20年4月30日に公布  
されました、地方税法等の一部を改正する法律によって、以前からありました個人住民税の寄附  
金税額控除の拡充という形で導入されたものでございます。

制度の概要としましては、地方公共団体に対して、ふるさと納税、つまり寄附をしますと、その寄附の額のうち2,000円を超える部分が一定の上限まで所得税、個人住民税のから全額控除されるというものでございます。その控除を受けようとするためには、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行う必要があります。なお、平成27年度の税制改正におきまして、全額控除される限度額が約2倍に拡充され、また確定申告が不要な給与所得者に対しましては、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除が得られる、通称ふるさと納税ワンストップ特例制度が条件により設けられているというようなことになって、この制度がより身近な制度になってきたものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 昨年、その前ぐらいからふるさと納税というのが非常にクローズアップされてきておりまして、いい面と悪い面もいろいろと出ております。あとでいろいろ推移も私も調べているんで、この場でお伝えしたいと思いますけど。

まず、私が考えたふるさと納税の調べた範囲で、私の意見なり述べさせていただきます。

ふるさと納税とは、地方自治体にお金を寄附すると所得税、住民税が還付、控除される制度です。具体的にいきますと、ある市町村に1万円の寄附をすると8,000円の税金控除が受けられ、返礼品2,000円相当を受けられるというシステムでございます。同時に、他の市町村にも寄附を行うことができ、例えば、A、B、C、3つの市町村に合計3万円寄附しても、2万8,000円の税金控除を受けられ、実質2,000円で3カ所から返戻金を受けられるというものでございます。

また、平成27年1月1日以降のふるさと納税分から税制が改正され、ふるさと納税枠（控除上限額）が約2倍になりました。これによって、例えば年収が300万円であれば、1万2,000円から2万3,000円、500万円から3万円から5万9,000円、700万円から5万5,000円から10万8,000円と拡大されました。これは、扶養の数等にもよっておりますけど、要するにふるさと納税額は倍ぐらいに拡充されたということです。それと、今、課長も言われましたように、27年4月1日以降のふるさと納税分からワンストップ特例が適用されて、寄附する自治体の数が6つ以上の場合は、確定申告が必要になる。ということは、5カ所以内なら同じ自治体に何度でも寄附することができるということになりました。

そういうことも含めて、2番の吉富町での実績をお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

本町では、平成20年10月1日から、ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例及びふるさと吉

富まちづくり応援基金条例を施行し、寄附金の受付を現在行っているところでございます。制度の開始から平成28年8月31日現在までですが、延べ22名の方から総額で118万5,000円の寄附をいただいております。いただきました寄附金につきましては、寄附をする方が指定される事業の財源に充てて活用するため、現在、当面は基金として積み立てをしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 今ちょっと御答弁いただきましたけど、寄附された方が希望された事業に使うということで、その希望等は寄附いただいたときに既に聞いているんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

寄附をいただく際の書式の中に、どういった事業に充てることを希望されますかというようなことで選んでいただきます。まず、1つ目が教育、文化、スポーツの振興に関する事業、2つ目が産業の振興に関する事業、3つ目が都市基盤、生活環境の整備に関する事業、4つ目が少子高齢化対策、福祉保健医療の充実に関する事業、最後に5番目として、その他活力あるふるさとづくりのために町長が必要と認める事業、この5つの中から選んでいただいているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） ということは、まだそれが使い道がどれということはないということでしょうか。

続けてちょっと聞きます、そしたら。それと、寄附をいただいた方のお答えできる範囲でいいんですけど、町内とか町外とか、例えば関西圏とか関東圏の方とかというのが、もし伝えていただける範囲で結構ですけど、知りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほどの寄附につきまして、まだ何も使われてないということの答弁なんですけど、一応、今言いました5つの事業で選んでいただいておりますので、その分の事業の分で使うために、今、基金として積み立ててますので、ある程度の額になりますとその基金を崩して、その事業に充てるというようなことになろうかと思っております。

それと、あと寄附の状況なんですけど、先ほど金額では118万5,000円というようなこのうんぬんという話をしましたが、基本的に町内、町外の数につきましては、正確に今分けた資

料がございませんが、ほぼ半々ぐらいの割合だと認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） ふるさと納税なんですけど、最近の推移をちょっと私のほうで調べましたんでお伝えしたいと思います。

これはもう国のレベルなんですけど、2009年からありまして、2009年で3万人で金額が73億、2010年で同じく3万人で約66億円、2012年、このときは急にふえていまして、74万人で649億、これは何でかっていうと、東日本大震災のときに全国からふるさと納税という形で寄附がされたということで、こういう形になっています。特に、東北地方にされております。次が、2013年の11万人、それで130億、このときはまたちょっと下がってまます。次に2014年で13万人、142億、それで2015年では、このときは4月から9月の上半期で454億円、このときにまた一気にふえて、今年度もふえてきていると。

その理由は、先ほど課長が述べていただきましたいろんな納税のシステムが変わったということ、それとやっぱり各自治体が納税していただくためのシステムを急速に競争のように構築してきた、その差が出てきていると思うんです。

それで、次の質問に入りたいと思います。

今後の展望、展開をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします前に、先ほどの寄附、今現在の寄附で町内、町外のことであるという答弁をいたしました。正確には、吉富町出身の方で今町外に出られている方が結構いらっしゃいまして、その方からの分が結構ございますので、吉富町にゆかりのあるというようなところで、出身であるというようなことでいきますと、今もう町内にはいないということなので、ほとんどが町外というふうに訂正させていただきたいと思えます。

それでは、今の今後の展望、展開なんですけど、吉富町ではふるさと納税が故郷を離れた方が生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設された、この本来の趣旨に基づき、ふるさと吉富町をこの大切に思い応援して下さる御意思のある方々に寄附をしていただきたいという考えから、制度の開始から現在に至るまで、御礼としての特産品などの品物は用意しておりません。しかしながら、昨今、ふるさと納税で御礼の品物を贈ることによって多くの寄附が集まり増収につながった、また地元の特産品を返礼品に使うことで産業振興に効果があらわれたなどという、そういった自治体の例をよく耳にいたします。そういった自治体の実例を見て、本町でも今後、ふるさと納税のあり方について検討する

時期がきたのではないかと考えているところでございます。そもそも、大都市と地方の税収格差を緩和するための制度でありながら、現状は返礼品競争が過熱し、本来の趣旨から逸脱しているとの指摘もあるわけなんです。さらに地方同士、過当競争にも発展しているつつゆうような状況もございまして、国、総務省のほうからも節度ある対応が求められているような状況でもございます。とはいえ、財政状況の厳しい折、貴重な収入財源として大いに期待できる部分は看過できないところでもございますので、返礼品の必要性も認識した上で研究を進め、収入の増加につながる運用ができるよう、今後検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 今、町の考えは初めてこういうふうにお聞きしたんですけど、返礼品に偏らないで、本来のふるさと納税の趣旨に沿ってやりたいことを初めて今お聞きしました。それが本来のことだと思います。ただ、新聞等で拝見するのは、成功例とかそういうことがクローズアップされて、マスコミ等にもそういうところが意外と町のPRにもなって、そういうところが目立っているんで、私もちょっと今回、あえて最初の一般質問に上げさせていただきましたけど、ちょっと新聞記事等、私がスクラップしたのを御紹介させていただきます。

まず、これは、ことしの3月に新聞に載った分なんですけど、紹介します。佐賀県上峰町の新年度一般会計当初予算が、返礼に佐賀牛を贈るふるさと納税の人気の影響で、15年度の約37億円から2.3倍の約85億円に急増しました。寄附額21億円を見込んだ上で基金に積んで戻す会計処理もあり、さらに見かけの額が膨らんだ。ただ、返礼などの経費を引いても、約6億5,000万円はプラスで、武広町長は財源がふえ、財政の多様性が増した。財源不足でできなかった事業に充当できる、ありがたいと喜ぶ。同町へのふるさと納税の給付額は14年度に40万円だったが、返礼品に2.8キロのブロック肉など、40種の佐賀牛メニューを揃えると15年度は急増、昨年12月補正予算で給付見込み額21億200万円を計上し、3月補正案で返礼品や手数料などを差し引いた4億2,000万円を民生費などに充てた。新年度も同規模の21億円を見込み、ふるさと寄附基金に一旦積んだ後、今年度の寄附への返礼分も一部含む23億9,400万円を一般会計に繰り入れる。返礼品の購入や発送などの経費を差し引いた6億5,000万円を寄附者の意向に沿い、認定こども園や防災行政無線の整備などに充てるという、こういう事業が実際ありました。結局、37億円の町の予算が2.3倍になったという例もあります。実際こうやって一般会計に繰り入れて、あらゆる事業に寄附者の意向にももちろん沿っているとこだと思いますけど、そういうのがございます。

今回の、きょうの一般質問にしても議員さんは財政のことを聞かれた方もいますし、毎回、議会を含めて委員会でも財政のことがメインに話されることが多いと思っております。こういう手

段が一つあるわけで、やろうと思えばやれるという状況にもございます。

先週の上毛町の一般質問でも、このふるさと納税について質問されたみたいですが。上毛町は、今週頭にホームページを立ち上げました。奥田課長にもちょっと私のほうから紹介させていただきましたが、こういうものが、上毛町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税制度の御案内）ということで、町のホームページにアップされました。もちろん見ていただければわかると思うんですけど、どういうのがあるかというところ、お米があったり卵があったり、お醤油があったり、漬物があったり、町で生産されているものもあるんですけど、お肉もあったりするんですけど、耶馬美人がトップにあったり、結局それは町で生産されるだけじゃなくて、その町の業者さんが扱っている品物を店をアピールしてそれを買っていただいて、その上でお店を出している方も潤うということで、町と業者が一体となって、もしくは商工会も絡んでくると思うんですけど、そういう形で町を一步でも前向きに進めようという行いが常に行われております。まだ上毛町も多分吉富町とそう大きく進捗が変わっていないと思いますけど、今からそれを推し進めていきたいと思っていて、今回こういう一般質問にさせていただいております。

本当に成功例を1つだけ、また言わせていただきますけど、長崎県の佐世保市、27年度は全国で6位だったんですけど、2014年は30件で134万円の納税額なんです。それが、2015年で、1年後には11万4,000件で26億2,000万円の寄附をいただいた。1年間で約2,000倍になっている例もございます。これもどうなっているか、ちょっと調べてみましたところ、返戻金のカタログをつくった、それをポイント制にしております。それで、寄附金額に応じて与えられたポイントで返礼品を選んで、自治体によってはポイントをためることができる、そういうことで、やり方次第だと思います。

例えば、福岡県で調べてみますと久留米市あたりはブリヂストン等もございます。久留米餅もございます。そういうところは、ブリヂストンあたりは、もうタイヤだけの返礼品のコーナーをつくって、あとはブリヂストンはゴルフ用品もあります、ゴルフボールから自転車まで返礼品に上がって、そういうことであらゆる可能性があるんで、吉富も小さいながらも商工業者、いろいろありますんで、その業者が扱っている品目を、自分ところで例えば農林水産業で自分のところで生産するんじゃなくて、直接生産じゃなくても、いろいろこういうことにかかわれると思っております。それが絶対的に町にはプラスになると思っておりますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思っております。

あと、もう少し、ちょっと違う意味でも調べてますので、近くの町村のことを言わせていただきたいと思っております。

例えば、今のは特産品とか、そこの扱っている品物だけについて言わせてもらいましたが、まず、近くの町から言わせていただきますと、苧田町がふるさと納税を一新させ、従来なかつ

た返礼品を贈呈するようにしましたとあります。注目されるのは、消防士の体験、これは消防士を体験していただいた方には、1万円を寄附していただくと消防士を体験していただく、それにちょっとした記念品を贈るという事業も紹介されております。あとは、みやこ町で1日町長体験というのが、ふるさと納税の一環としてこれもあります。これは一日町長を体験していただくには、100万円以上の寄附をしてください。そうすると、一日町長を体験していただいて、ペアで町役場に招かれ、町長と副町長として職員の訓示や模擬決裁の公務を体験できるということも実際あっています。これは結果としてどうなっているかわかりませんが、これは日本全国から全部公募して交通費はその中から出すというようなこともされています。これは町をアピールするために非常にいいと思うので、これはみやこ町が初めてじゃないみたいですが、そういうこともお伝えしたいと思っております。こちらからしゃべるばかりであれですけど、それともう一つ、そしたら、前、第2次吉富町財政計画で具体的な数字、今後の金額等もちょっと目にしたことがあるので、それをもう一度お聞きしたいと思いますよろしいでしょうか。金額的なベースで今年度、来年度、もしくは30年度ぐらいの目標額を含めてお聞きしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今、議員さんおっしゃいました財政計画の第2次の財政計画の中期基本計画の中で、自主財源として今後ふるさと納税の分もというようなことで、財政計画上にはあくまでもこういった自主財源としての寄附をいただけたらというような、計算上の数字は何もございませんので、ちょっとここでまた改めてその額をとすることは差し控えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 財政の中期計画では、安定した財政運営の維持に向けた取り組みとして、歳入確保のための取り組みで一つは町税、税外収入の確保ということで、要するに人口増による確実な増収と、創業支援とか、具体的なことも書いてあります。あとは、もう一つとして、受益者負担の適正化ということで、各種サービスについての受益とコストのバランスを考えて、受益者負担の適正化を図ります。もう1つは、ふるさと納税の推進として、このときには町の特産品の御礼の交付等を検討することで本町へのふるさと納税を推進し、収入の増加に努めますというのがあります。

要するに、収入をふやすには、この3つが主なところだと思いますし、ほかの2つが急にふえるというのもなかなか難しいと思うんですけど、やり方によっては我が町でも、このふるさと納税の取り組み方によっては財政が大きく変わる、そうすれば事業もまだまだやりやすいものだと思います。

これは、なかなか課題もあろうかと思いますが、前向きに今から考えて、ぜひいただきたいと思います。

それでは、4つ目の質問に入りたいと思います。

企業版ふるさと納税についても同様にお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税は、平成28年4月に新たに創設された制度でございまして、正式名称を地方創生応援税制といいまして、地方版総合戦略に位置づけられた事業について、地方自治体が地域再生計画を策定し、国の認定を受けまして、その認定を受けた地域再生計画に基づく地方創生事業に対して、企業が寄附を行うというものでございます。

寄附を行った企業は、現行の地方自治体に対する法人の寄附に係る損金算入措置に加えまして、寄附額の3割に相当する額の税額控除の特例措置を受けられるというものでございます。

本町においては、現在のところ、国の策定を受けるためにこの必要な地域再生計画なんですけど、これは策定しておりませんので、現在の実績はございません。今後につきましては、制度自体が始まったばかりではございますので、現状を見ながら必要に応じて検討をしてみたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） これはまさに始まったばかりなんで、今からどういうことをやっていくということが考えることが大事だと思っております。まだ、これも内閣府地方創生推進局が出した資料のまだ最近出たばかりなんですけど、やり方としては、地方公共団体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を企画、立案し、企業に相談を行い、寄附の見込みを立てます。次に、地方公共団体から相談を受けた企業が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を検討します。そして、次に、地方公共団体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を地域再生計画として内閣府に申請します。そして、次に、内閣府が事業を認定、公表します。地方公共団体においても、認定を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を公表し、企業がこれを見て、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を検討し、地方公共団体がそれを認定を受けて、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施し、事業費を確定させます。その上で、企業がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の払い込みを受けた地方公共団体が寄附を行った企業に対して領収書を交付します。その上で企業が領収書に基づき、地方公共団体や税務署に対して地方創生応援税制の適用がある旨を申告し、税制上の優遇措置を受けますというのがやり方みたいなんです。



まだぴんとこなくて、まだ具体的に話も出ていないところもあるんですけど、今いわれているところでは、北海道発祥の家具大手、ニトリホールディングスというのがありますけど、それが財政再建を進める夕張市に総額5億円を今年度から19年度にかけて寄附するというのが具体的な話が出ております。

我が町にも大きな会社がございますんで、これは行政が引っ張っていくという、企業じゃなく行政がこういうことをやってくださいということで、それを了承した企業が、それなら町にこういう寄附をさせていただきますということで、町の投げかけが最初になろうかと思えます。先ほどのふるさと創生の個人の分は、まずは納税者というか、そういう方がどういうふうな地元の町にとか、特産品がある町にということが鍵なんですけど、この場合は行政が先に引っ張っていくということで、まさに町がどれだけやる気を見せるかということで、ある意味寄附、先ほどの成果として出てくるところがありますので、これはまだスタートに立ったばかりです。ぜひ、それをおくれないように、実際、個人版のふるさと納税の件では、吉富町は出おけていると思えます。これはもう実績が出ているわけですから、今からやるということで、うちもやることは大事だと思いますけど、ぜひこれは出おけないように、先陣を切ってやっていただきたいと思って、今回はあえてこういう形でさせていただきました。

それと、昨年、町長がこの議会の場で答弁されてましたけど、東京や大阪に吉富の同窓会みたいな形でぜひやっていただきたい、そういった方に基本的にさっき言った本来の趣旨でふるさと納税をぜひ町にやってくださいということが、本来のふるさと納税だと思っております。それをぜひ進めていただきたいと思っております。

それで、次の質問に移りたいと思えます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。時間配分をよく考えて、通告に沿って簡潔にひとつ質問をお願いします。

○議員（1番 中家 章智君） わかりました。

きょう、質問させていただきたいことは、まだ進んでいないという点も含めてわかっておりまして、私の意見が多いことをちょっとここでお詫び申し上げます。

次に、吉富駅周辺整備についてお尋ねします。

①地方創生加速化交付金、推進交付金を使った事業で進展があればお聞きしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

本年6月、地方創生加速化交付金2次分、それと地方創生推進交付金につきまして、国に実施計画を提出しましたところ、先月、平成28年度分についての満額の内示を受けました。その後、

交付申請を行いまして、先日、ようやく交付決定の通知が送付されてきたところでございます。

そこで、現在、発注に向けての事務手続を着々と進めておるところでございますので、それと  
いった進展はまだないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） これも今からのことなので、あえてちょっと早いと思いましたが、  
今回質問に入れさせていただきました。前回の議会で初めてこういうのが、内容が出てきて、  
将来的にはまちづくり会社に任せられるぐらいのを今から数年かけて計画をするということでお  
聞きしております。女子力とか新しいことを何個かお聞きしましたんで、今から非常に期待して  
おります。これも一町民としても期待していますし、議員として、また私の位置どる立場として  
も絶対的に協力して行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に2番目の質問です。

数年後の事業の完成形の青写真のイメージをお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今、議員さんがまとめておっしゃっていただいた内容と同じようなものになるんですが、この  
青写真、イメージについてなんですが、地方創生加速化交付金事業、これ名称がJ R 吉富駅を核  
とした町中心部の女子集客の町ブランド化事業、それから、地方創生推進交付金事業、この名称  
はコンパクトな女子集客の町推進事業という名称でございます。

計画の期間につきましては、地方創生の加速化交付金事業が本年度中、地方創生推進交付金事  
業は、最長で平成32年度までの予定でございます。

本町の現状といたしまして、九州で最も小さい町であるという、このコンパクトさを生かしま  
して、役場、教育、小学校、保健、子育て、体育等の公共施設が町の中心部であるJ R 吉富駅周  
辺の地域に集中して整備されておりまして、高い利便性を有しているということが大前提にあり  
ます。

しかしながら、その中心部においては、現在、店舗等も少なく、人々が買い物を楽しみ回遊し  
て回るようなそういった光景は、まず見られておりません。イベント等による集客も一時的なも  
のでございまして、人が継続してかかわりを持ち、交流を生み出す、そういった仕組みもまだい  
まだに弱い状況でございます。

そこで、本町が住みやすい町から積極的に住みたい町となるために、人が楽しみ、そこで過ご  
すことに喜びを感じられるような、こういった仕組みづくりに取り組むということにしたわけで  
ございます。

その青写真、イメージといたしましては、既に生活環境が一応整っている町の中心部でありますJR吉富駅周辺に商業機能を補完しまして、その中でも特に女子集客に主眼を置いたさまざまな取り組みを展開することにより、新しい個性を獲得しまして、住みたい町へと変貌をとげる、こういったものにしたいのでございます。

ターゲットを女性としましたのは、女性は消費意欲が高く、また男性よりも複数で行動することが多く、買い物や回遊を純粋に楽しみ、交流、参加も比較的、積極である等の考えがあるためでございます。もちろん、男性も女性と一緒に、または男性同士でも訪ねてもらっても、そうやって楽しんでいってもらえればいいなというふうにももちろん思っているところでございます。

この事業は、最終的にはまちづくり会社に全事業を委譲いたしまして、町の商業の活性化とコンパクトシティの実現を目指すものですが、そのためにも本町の産業振興の担い手として、中核的な役割を担っていただいております吉富町商工会と連携を図りながら事業を進めていきたいと考えておるところでございます。

また、本年度の事業といたしましては、6月に補正予算の議決をいただいておりますチャレンジショップ事業の拡大、交流マルシェ、創業者支援スクールの実施、空き家の店舗活用を想定したマーケティング調査、まちづくり会社の構想作成や人材確保、育成に向けた準備を実施する計画となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） よくわかりました。これから数年間、大きな予算を使って確実にやられると思いますので、今、課長の答弁にありましたように、いろいろ協力してやっていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次の質問に行きたいと思っております。

副町長の設置についてお尋ねします。

昨年の9月の議会でも私は、これ一般質問でさせていただいておりました。そのときの答弁では、まず総務課長が「副町長の代行として総務課長がその任を行っており、幸いにして大きな危機に直面することがなく順調に行政運営ができております。現在、副町長が不在ですが、危機管理に支障がないよう進めていきますと、また、中央分権改革による地方公共団体の役割と責任が拡大しており、限られた行政財政資源のもとでは機能的かつ効率的なトップマネジメント体制を構築するためには、特別職である副町長を設置することが望ましい」と答弁いただいております。また、町長も「環境が整えば副町長を設置したい」とそのときは答弁をいただいておりますけど、現在のお考えをちょっとお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 前回は御質問いただいて、先ほど議員が述べられたようにお答えをいたしております。

再三にわたって、副町長の設置をということで御要望いただいておりますことは、本当に感謝を申し上げたいと思います。ただ、過去2回、議会の皆さんの同意が得られなくて、そのままになっておりますが、前回は申しましたが、環境を整えば、できるだけ早い時期に設置はしたいというふうに思っておりますので、今後、私も努力をしたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） やはり行政もいろいろ大変だと思いますし、今、災害的なことも、ことしは北海道に大雨が降ったり、東北でも災害が出ております。もちろん、九州でも大きな地震がありました。こういうときにやっぱり危機管理ということで、副町長の存在が私は絶対必要だと思って、今回あえてまた再度質問させていただきましたので、どうぞ検討のほう、よろしく願います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（若山 征洋君） 太田文則議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員席3番、太田です。通告に沿って質問をいたします。

その前に、最近青少年の殺人事件が他県で発生しております。昨年、川崎で中1の男性が亡くなり、ことしの8月には埼玉県で少年が砂利に半分埋まった状態で死体が見つかったという痛ましい事件が発生しました。いずれも尊い若い命が奪われ、悲しい事件が起きました。我が町にも、このような事件が起こらないように事前に何らかの備えが必要ではないかということで、このようなことを背景に次の質問を行います。

まず1番目、町内にある公園等の管理のあり方について。

1番、若者が町内の公園、駅前などにたむろする行為がふえていますが、対策をどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

御質問の公園や駅前で若者がたむろしている行為がふえているということですが、昨年並びに今年度の春に青少年育成町民会議の御協力をいただき、巡回並びに声かけ運動実施や吉富町防犯組合においても防犯パトロールなどを継続して行っていただいた結果、駅利用者からも駅周辺の

環境がよくなったと喜んでいただいているところであり、吉富南駐在所の西森氏も最近では駅前  
でたむろする若者はほとんど見ない、いたとしてもすぐにどこかへ行ってしまうというふう  
に聞いております。また、最近では公園施設への被害もなく、昼夜を問わず若者がたむろして  
いるという連絡はございません。駅や公園の治安について御心配いただいていることに対しては、感謝  
申し上げますが、現在、町としては特段対策をとる考えは、現在のところございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 私もただこういう話を聞いて、実際に体験というか、それも必要  
だろうということで、先週、青パト、防犯パトロール、夜ちょっと乗せてもらって町内の公園を  
見て回ったんですけど、確かに課長の言う通り、前私は状況を把握していなくて詳しくはわから  
ないんですけど、先週同行した限りでは確かにそういったたむろする、またはそういった少年を  
見る光景がありませんでした。

でも、その防犯パトロールをされている方の話によると、中にはときどきたばこを吸う姿をよ  
く見るという話を聞きます。もう、非行が走ってからでは、先ほどもちょっと他県の事例を言  
いましたけども、事件が起こって対策をするんじゃなくて、やはり事前に、今は確かにそういった  
公園を荒らす被害も発生していない、たむろする生徒もいないということで安堵感はあるでしょ  
うし、そういった面もあるけども、あと対策、いずれはまたそういう再発も、必要じゃないか、  
根本的に何か対策をしたのであれば、そういったことも再度起こらないということも言いきれな  
いんですけども、そういった対策も必要じゃないかなというふうに思っておりますし。

2番目にもちょっと書いてますけども、このモスキート音というのを初めて聞く方もいらっし  
やると思いますが、これは蚊の鳴く音を発するわけで、私みたいな年配の方にはなかなか耳に入  
ってこない音なんです。要は若者しか耳に入らないという特殊な機械というか、そういうもの  
を発するわけです。こういう機械をですね。

要は、そういう非行の場になるのは、日中でもないし、やっぱり深夜、そういう人たちが集ま  
って悪さをするというのを抑える、集まらないようにするにはどうしたらいいかということ  
を考えれば、まずそういったものをセンサー的に深夜に集まった人または音を発するような機械を  
つけたらどうかなということですが、その点についてどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、モスキート音とは議員が説明ございましたように、17キロヘルツ前後の高周波のこ  
とを言います。蚊が飛ぶときの羽音のような不快な音をモスキート音というふうに表現しているよ  
うです。人は年をとるに従い高周波の音を聞き取りにくくなると。個人差はあるものの20代前

半までの若者にはよく聞こえるが、それ以上の年代の方には聞こえにくいというふうにされております。

このモスキート音を利用して、公園などで若者が騒いだり、たむろしたりとか、恐怖を感じた、安心して利用できないなど、そういったそこに集まる若者を排除する方法として試験導入をとる自治体があり、一定の効果があつたようであります。反面、科学的にはまだはっきりと解明はされておらず、若者はもちろん、音と認識されない大人であっても、長時間聞きつけると健康被害が出る可能性があるとも言われております。

一時的なものでありましても、モスキート音等を発生させるような機械を設置することは、公園や駅利用者に不快な思いをさせることとなりますので、町としては行政が設置することは適切ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） いずれにしろ、起こってからではおそいということは、先ほども申したとおりですね。ぜひそういったことも検討にさせていただいて、吉富町が先ほども述べましたように、そういう事件が起こらないように、ぜひお願いしまして、次の質問に移ります。

2番目、セカンドライフセミナーについてということで、セカンドライフセミナーは凍結から約2年が経過したと思っておりますが、65歳からを対象にした復活を考えているのかどうか、お答え願います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

吉富町セカンドライフセミナー事業実施要綱は、平成27年6月に既に廃止しております。平成5年度から続いておりましたこの事業も、ライフスタイルの変化等で年々参加者が減少し、平成26年度は参加者11名でございまして、全対象者の約1割程度の参加者でございました。

この事業の目的は、高齢者の第2の人生の生きがいをづくりや地域のリーダー育成を目的としておりましたが、昨今65歳は高齢者ではないなど議論が行われております。

本町では、既にセカンドライフセミナーに類似する事業で、吉富町高齢者交流事業、吉富町高齢者生きがいをづくりと健康づくり推進事業などの事業を行っております。どちらもみずからが企画、立案し、運営するものでございまして、それに町が補助金を出す自主的な組織の育成に努める事業でございまして、こういう事業の育成をさらに努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 確かに年金の受給者が、年齢が下がったというのが一つの要因に

上げられるんじゃないかと思っております。以前は60歳が、年金の満額が65歳ということで、どうしてもその間、仕事を延長して働いているということで、そういったセカンドライフセミナーの旅行には行けなくて仕事優先ということで、かなり参加者が減ってきたのではないかと推察いたしますが。

生きがい健康づくりと高齢者交流事業補助金、これはもう前からありましたし、確かに補助金としては金額がアップになっております。多分そのセカンドライフセミナーの分が、こうしたように流用されたというか流れていったんじゃないかなというふうに思いますが。

そこで、ちょっと一つ質問させていただきたいと思いますが。こういった事業に申請用紙に代表者の名前、加入者の名前を書いて出します。補助金は確か1人3,000円ぐらいじゃないかと思いますが、そのときに、例えばの話じゃなくて代表者も——悪い言い方ですよ。代表者が着服しようと思うたら簡単にできるんじゃないかと思うんです。

というのは、こういうメンバーがいます。名前を書いて申請しました。そのメンバーにですよ、ほか10名のメンバー、例えば11人、代表者の名前入れて11名の方がいるとします。そして10名の方に、あなたこの事業に入っていますかという無作為でもいいですから確認してですか。その点をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今の議員さんの質問でございますが、1人3,000円、これは吉富町高齢者交流事業ということでございます。従前は、各個人の口座に振り込みをしておりましたが、年を重ねるごとにお世話をしている方が、個人のそういう口座番号をいろいろ教えてくれないとか、いろんな不都合がございましたので、代表者に一括して渡し、個人、個人の署名捺印をもらっております。そして、それに対する事業の領収書、そういう決算書もつけて行っております。

それは信義の問題であると思います。我々は思うには、そういう町民は吉富町にはいないという前提で理解をして事業を進めております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 課長がおっしゃるとおり、私もそのように思っております。そういったことをするような町民は誰一人いると思っておりますが、要は、今言うように、申請書と受領書の名前もちろん、申請じゃなくて加入するときの名前もちろん、各自が加入しますということで書いています。全部多分筆跡が違うんじゃないかと思いますが、受領書はもちろん書く人が書きますから筆跡は違うと思います。そういうところもちろん確認はしてると思いますが。

あえて私が何でこのような質問したかと言うと、前は確かにいろんな人の口座に振り込まれていたという話をされてまして、今回が代表者のみの振り込みになったということで、それを無作為に加入してるかどうかという、確認しているかという問いに対して、各自で事業しましたと、確かにもらいましたというサインをしてるということの確認とれましたので、私はそこで安心をしました。

一つ、もう1点、確認さしてください。生きがいつくりの助成金と高齢者交流事業補助金、これは合わせて96万円ぐらい、今回の28年度の予算で上がったんじゃないかと思いますが、1人3,000円とすれば約320人分ぐらいじゃないかと思いますが、去年の実績はどうだったんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今手元にそういう資料がございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員、もう3回終わりましたけど、何か最後に。はい。

○議員（3番 太田 文則君） このようなセカンドライフセミナーにかわる事業が町民に浸透して、ますます健康保険を使わずに、セカンドライフセミナーじゃないけど第2の人生を有意義に送れるような事業が、大いにまだまだ生まれて、吉富町が高齢者元気いいんだというような事業の発掘をお願いしまして、一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 是石利彦議員。

是石利彦議員にちょっとお願いしときます。（「私に」と呼ぶ者あり）時間配分を考えて質問をするようにしとってください。

○議員（7番 是石 利彦君） ああ、ありがとうございます。議長の御配慮ありがとうございます。では、御心配なく。しっかり書いてありますので。（笑声）

では、通告にできるだけ従いまして（発言する者あり）頑張ったいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

是石でございます。不幸にして本町が被災した場合、県、他市町からの人的支援体制はどのような形で行われるのかと、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

国や県、他市町からの人的支援体制については、法令による規定がございます。本町からも被災時には、これらの法令の規定に基づき、人員派遣や資材、資機材の提供について要請をすることができます。



例えば自衛隊の災害派遣要請などがあります。災害により人命、財産の保護のため、自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するといった流れになっております。

法令に基づく支援要請のほかにも、災害時協定に基づく応援要請があります。現時点では国土交通省、九州地方整備局や県内の消防、県内全市町村と災害協定を締結しており、これにより国土交通省九州地方整備局や県内の消防及び市町村職員の派遣要請が可能となっております。

これらの人的支援体制に関する取り決めは、先ほど御説明したとおり法令で定められておりまして、吉富町地域防災計画にも明記されております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 説明いただきました。私が素朴な感じなのですが、吉富町の職員数は少数精鋭といえますか非常に少ない中、同じように被災するわけです。そういった場合に今の説明の中に、県なりほかの市町からの支援が欠かせないということだろうと思いますが、その場合に同時に被災したところからは当然支援はいただけないわけです。本町は海岸でありますので、そうではない違う地域との関係が必要だろうかなと思うわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そのような事態のために、先ほど申しましたように、県内全市町村と災害協定を締結しているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 漠然とした感じで何かようわからんですが、例えば吉富町とどこと結んだんですか。全地域と個別の契約、そういう契約結んだんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 福岡県全市町村と災害協定を結んでおります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） はい。

次に、消防・警察等による人的支援体制はどのような形で行われるのか。お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、消防に対しましては、大規模災害時には福岡県消防総合応援協定に基づき、県内の消防に対し応援要請ができるようになっております。

要請は第1要望として、地域内の消防庁に対して直接応援を要請し、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の消防庁に対して応援要請を行うことができます。

警察に対しましては、必要に応じて犯罪の予防や交通の規制、社会秩序の維持について支援を要請をいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） では、次に行きます。先ほど自衛隊の場合は、支援が要請するという県知事をお願いするちゅうようなことだったと思いますが、違いますかね。そうでしたね、はい。

その場合、被災した場合、支援要請は誰が、先ほどは県知事にありましたが、誰が決めるんですか。吉富町の中にそういう本部があって、何かそういうふうなことが取り決められているんだろうかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

災害対策本部で決定をし、町長が要請をいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっとお尋ねしますが、民間団体とはそういう契約というか、生活物資とか輸送等のハード面とか、そのような面で協定はあるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今のところ民間団体との協定は締結をしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 自治体同士のそれとか県とはできたんですが、民間団体とは協定がないと。するつもりがあるでしょうか、まだする必要はないんでしょうか。お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 被災したときに、食料が不足した場合とか、そういったときには町内のスーパーなども協定を結んでいたいというふうに考えております。さらに福祉避難所に当たっては、やはり町内にある福祉施設にも協定を締結したいと思っております、本年今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） はい。やっとかみ合い出したような感じで。

協議をさせていただいているちゅうことですね。非常に何か希望が持てるような感じします。

次に、守秘義務等プライバシー保護があると思うが、自主防災組織の活動と自主的な支援ボランティアに関してはどうなるのか、お答えをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 本町では、平成27年12月に策定した吉富町避難行動支援者支援制度実施要綱に基づき、災害時にみずから避難することが困難で、避難するために支援を必要とする方の名簿、いわゆる避難行動要支援者名簿を整備しております。

この名簿のうち、要支援者本人から情報提供の同意を得た方については、地元自主防災組織に名簿情報を提供しております。また、提供する際には、個人情報の利用目的、適正管理や保護に関する協定書を文書で自主防災組織と交わしております。このように自主防災組織には、町から提供を受けた個人情報については守秘義務が課されております。

一方、自主的にボランティア活動をしている方、いわゆる一般私人がみずから収集した個人情報については、この法規制の対象外となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 自主防災組織をつくった、ある程度の目的の一つは、地域で地域の者が地域の方々を助ける、自助・公助・共助ですかね、そのうちの共助になるのかなと思いますが、一番近いところで素早く事情のわかった方々がやるということだろうと思います。それについてもうリストは、もう手渡されておるわけでしょうか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど御説明申し上げましたとおり、本人から同意を得た方について名簿をお渡ししております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） もちろんそうでしょうね。その割合ちゅうか、同意したくないちゅうような人はどれぐらいおるものでしょうか。そういう方をもう自主防災の方は、行かんでよろしいでしょうか。そういうわけにはいかんと思うんですけどね、どうなんでしょうかね。その辺の担当としては、自主の方も戸惑うんじゃないかなと思うんですが、それとは関係なく近くの人が、自分で走って行って何かするとかちゅうことあるかと思いますが、そういうところは何か問題は起こらないのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今、情報を自主防災組織にお渡ししてもいいですよという方は7割、3割ぐらいがやはり渡さないでくださいというような状況でございます。

その理由といたしまして、このうちの要綱で定める、そういった避難行動要支援者の対象者が65歳以上の単身世帯の者、70歳以上の者のみで構成された世帯の者、介護保険法に規定する要介護3以上の者、身体障害者福祉法に基づく障害程度が1級または2級のもの等とか、そういった形で区分をしております。

その中で、65歳以上の単身世帯の方あるいは70歳以上の者のみで構成された世帯の方というのは、まだ自分でも避難することができる。この要綱の定義では要支援者となっておりますが、実際の状況を見たら、まだ避難できると自分たちでも判断してる方がいらっしゃいますので、そういった方は渡さなくていいよというような結果が見受けられます。

だけど7割の方が、やはり自分では避難できないというふうに思っておりますので、そういった方の情報については、自主防災組織に提供しております。自主防災組織のほうで、そういった方の避難に対する活動・行動を訓練なり検討していただいているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 安心しました。3割の方が、何か信用がならんということかなと思ったんですが、そういうことじゃなかったということで安心しました。

次は道路です。町内の道路計画策定について。町内道路計画はあるのか。1の1。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それではお答えいたします。

まず、町内の道路計画の策定につきましては、事前にいただいている質問通告の中で、④の町道路計画と町狭隘道路計画の関係についてと関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

これまで町は、農地内の狭隘な道路の整備を重点的に進めてまいりましたが、近年は高齢化や人口減少を迎えており、地域内において世代をつないで、長く安心して住み続けるため、地域内における住みやすさの向上がこれまで以上に重要な課題となっており、あわせて地震や風水害などの自然災害や火災等における避難路や緊急車両進入路確保は、防災や安全面からも緊急の課題であります。

そのような地域内の狭隘な道路整備を進めるため、平成26年9月に策定並びに公表した吉富町狭隘道路拡幅整備促進計画では、平成21年3月に策定した吉富町都市計画マスタープランでの住民アンケートや住民ワークショップ等での意見や自治会要望等を参考とし、狭小道路地区や問題のある道路や交差点、重点整備予定路線図などを定め、それをもとに狭隘道路整備等促進事

業補助などを活用し、整備を進めていくこととし、吉富町狹隘道路拡幅整備促進計画を町の道路計画として位置づけしているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 町内道路計画というものがないんですね。それのかわりに狹隘道路を道路計画とするというふうな答弁だったと思いますが、その辺をちょっともう一回確認。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 一応道路計画は、吉富町狹隘道路拡幅整備促進計画が町の道路計画というふうに答弁した次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 新設道路について計画はつくらないのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

まず、新設道路につきましては、自治会要望道路、それから町主導の道路がございます。いずれにしても道路につきましては、自治会、それから地権者等の関係者の協力をいただければ事業を実施をすることができません。まずは地権者等の御理解と御協力をいただきまして、事業着手をします。これは従前から行っているところでございます。

あと、議会へは予算計上であるとか道路認定で御議決をいただいている、それは従前から行っているということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） よくわからんけど。

次、行きましょう。自治体要望である、これは言うちよるかね、2番。自治体要望である道路拡張及び道路新設は、現在どの地区から、どのような道路拡幅路線等が出されているのでしょうか。また、何本ぐらいありますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず御質問の自治体要望である道路拡張や道路新設とは、町が県や国への要望されているかどうかとの御質問と理解し、答弁させていただきます。（「何て」と呼ぶ者あり）町が、国や県へ要望されているかとの質問と理解して答弁させていただきます。

現在進められている県事業等につきましては、吉富港線バイパス整備としての東部県界道路、県

道中津吉富線、県道吉富本耶馬溪線、広津交差点周辺の改良が進められていますが、どの地区からどのように道路拡幅路線が出されたかの御質問についてですが。

現在改良が進められています東部県界道路については、町が県へ県道吉富港線の改良を要望しましたところ、県事業として吉富港線バイパス事業が計画されました。

また、JR日豊本線をまたいで県道中津吉富線と平面交差となることから、県道中津吉富線の改良もあわせて実施することとなっております。

次に、広津交差点改良については、地元である広津上地区から昭和60年に町に要望がされて以降、毎年県に交差点改良の早期完了要望をしているところであります。

優先順位はどのようになっているのか、早いものから予算づけされるのかとの御質問ですが、着手の場所や時期、予算づけについては、県が判断決定することであり、町としましては、どの要望箇所ともに早期完了を毎年要望しているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 重大なミスをしております。「自治体」と書いてますね、「自治会」のつもりだったんですが、申しわけない。もうそれ以上はできないですね。何とか自治会要望に……。3番行きましょうか。

狭隘道路計画についてお尋ねします。ここでちょっと聞かしてもらおうかな。いつ、誰が、どのような形で策定したのでしょうか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、1の町内への道路計画策定についての質問の答弁と重複はいたしますが、御質問の狭隘道路計画については、平成23年度から産業建設課建設係において、狭隘道路の整備計画作成に着手し、平成26年9月に吉富町狭隘道路拡幅整備促進計画を作成し、公表しているところであります。

策定に至った経緯につきましては、第4次吉富町総合計画で用途地域内への住宅建設への誘導として、拡幅が必要な住宅地域内の道路は沿道地権者の協力を得て、セットバック用地の取得を推進する。

良好な住宅、住環境の整備では、狭隘道路の整備の要綱を制定として、集落内における幅員4メートル未満の狭隘道路の拡幅整備のため、用地の確保及び整備に関する要綱の検討を行い、市街地環境の整備や災害時等における安全性の向上を図るとしております。

また、平成21年3月に策定した吉富町都市計画マスタープランでの住民アンケートや住民ワークショップで出された道路が狭いなどの御意見や自治会要望を参考とし、吉富町狭隘道路拡

幅整備促進計画を策定、公表したものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今課長言われた自治会要望によるものが狹隘道路計画の中に盛り込まれていると言われましたかね。言われたね。

そこに自治会要望が復活しました。自治会要望道路ちゅうんですね。ですから今、狹隘道路計画の中にあるわけですが、その中に自治会要望がどういうものが自治会から、自治体じゃなくて自治会ですね。自治会からの要望がどういう形で課長のところに上がってくるんでしょうか。何本あるんでしょうか、今現在ですね。それわかりますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、要望につきましては、毎年4月に自治会へ道路、水路等の改良要望について提出をいただいております。

それから、どのぐらいという御質問ですが、道路の改良につきましては、舗装の改良、当然拡幅、新設、いろいろございます。現在町として自治会から要望出されている箇所については20数カ所ございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今20数カ所積み上げられとると聞きました。これは毎年各自治会から1つないし2つぐらいは上がってきて、それを予算化するということだろうと思いますが、今まで上がってきたやつは、その年のうちに全部予算化されたわけじゃないかと思いますが、積み残したやつが幾つかあると思うんですね。そういうものがリストになって、例えば地図上に記載されているのかどうか、それをちょっとお尋ねします。

それで、その中の幾つか20数カ所あると今おっしゃってくれましたんですが、優先順位はどうなっているのか。それ、また、早いものから先に予算づけされるのか、それとも決定は何かあるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、自治会から要望された要望等についての管理につきましては、建設系の係長が、進捗状況については管理はしております。

それからまず優先順位、それから予算づけにつきましては、まず自治会から要望が出された道路につきましては、地区への道路説明会というのを実施します。場合によっては大まかな計画であつたりとか、具体的な計画をお示しします。

数回の道路説明会を行い、まずは地権者が事業実施の同意をいただいたところから着手は進め

てきてはおりますが、その間、地権者の中には家庭の事情等でなかなか道路の計画はもう数年待ってくだとか、自治会の中でも十分議論がされてない部分がございます。そういった部分については、予算づけは当然関係者全員の同意をいただければ、町としては事業を進めるわけにはいきませんので、現実的には事業の同意をいただいた、全員の同意がいただいたところが優先になろうかと思いますが、ただ町内各地区から多くの要望を出されております。そういったバランスも考えながら予算づけをしておりますので、優先順位というのはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 積み残した分という私、質問したと思うんですが、そういうものはどのようになってるんですか。地図上に書かれるんか、リストに載るんか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 要望が出されて、事業に着手していないものについては積み残しということになるかと思いますが、これにつきましては、建設係長が管理をしております。

台帳です。以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 例えば、道路計画というものが大きな流れで、町全体を俯瞰したような道路計画というか、ものがあって、その次に狹隘道路というものがあるんだなと自分なりに思っていましたんで、こういう質問をさせていただいたんですね。

やっぱり道路計画というものはないと、私が思うような。今までいろんな質問されたときに道路計画はないと言われたんで、これで納得いきました。狹隘道路が今課長言われたような道路計画と考えていいということだったと思いますが。

とにかく、道路計画というものは当然あると思って、このような質問させていただいたんですが、吉富町の将来を見据えた全体計画での道路計画、それから狹隘道路、上位にあるものと考えていたので質問をしましたということです。

次ですね。放課後児童クラブについて。

高学年利用者の予測と現状の差異について御質問します。現在定員は120名と聞きました。それでよろしいのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 定員と申しましょうか、1クラス40名で3クラスあるということでございます。

予測と現状ちゅうことでございます。高学年利用者の予測でございますが、吉富町子ども子育て支援事業計画において、高学年利用者の予測を立てております。これは平成25年12月に放



課後児童クラブ利用者保護者用に、吉富町子ども子育て支援事業計画策定のためのアンケートということで御協力を願っております、そのデータに基づいてつくらせてもらいました。

平成28年度、見込み70名に対しまして実際の利用者は11名と59の減ということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今さっき120名でよろしいんでしょうか、現在の定員は。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

放課後児童クラブはですね。第1、第2、第3クラブとなっております。120名が1クラスではなくて40名を1単位として運営をしておりますので、40名掛け3クラブとしてトータル的には120名の利用ができるということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ホームページを開いてみたんですね。それによると、28年度放課後児童健全育成事業（学童保育）利用申請の手引きというのがありますが、それには40人プラス40人とあるわけですね。これでよかったんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

ホームページを私確認しておりませんが、現実には40名が3クラブあります。

以上でございます。（発言する者あり）

○議員（7番 是石 利彦君） え、知らないんですか。質問にならん。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） じゃ、次行きましょう。高学年利用者と放課後児童室棟の費用対効果とありますが、福祉政策に費用対効果ということを問うのは不適切かなと思います。予測と現状の差異を踏まえてどのように自己評価するのか。これについてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

学童は、1年から6年生までの児童をお預かりしております。吉富小学校の児童数と学童利用者ということで、ここに資料がございます。1学年65名に対しまして、学童が42人、約65%の御利用があつてます。2学年は59名に対しまして41名、約70%でございます。3学年は59名の児童数に対しまして18名と31%、4年生は57名に対しまして9名と

15.8%。5年生は69名に対しまして1名と、わずか1%弱となっております、6年生も  
しかりでございます。

トータルのには、今まで80名のときは、1年、2年、3年をお預かりしておりました。それが40人掛けの2クラブでお預かりをしておりました関係上、待機者が出ておりました。今回トータルのに120名お預かりできるということで、今のところ1年から3年が101名おらっしゃいます。

だから、吉富町の学童につきましては、先日、今月2日ですかね、全国学童保育連絡協議会の調査によれば、全国で約1万6,000人ぐらいの学童の待機者が発生しておりますが、本町ではございません。

そして、費用対効果と申しますか学童の高学年の増設につきましては、従前からそういう声がございました。25年の計画書の中の保護者のいろんな御意見等をいただいております。

その中では、やはり高学年までをぜひ開設してほしい、先ほど申し上げたとおり、4年生以降も利用してほしい、利用料は多少高くてもいいという、そういう御意見をもらっております。

そして、学童の指導員の方に、私ども以前からいろいろの、仮に高学年を増設した場合はどうですかとお尋ねをしておりましたら、「課長、ぜひ棟を別にしてください」、高学年とやっぱり低学年の力関係とかいろいろございます。よりよい環境づくりのため別棟にすることにより、その費用対効果、それを出ていると認識しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 最初はそうじゃなかったですね。今度新棟、新しい棟に5年、6年ていうような話を聞いたと思うんですが。

まず、最初のアンケートによって、これぐらいのスペースが欲しいということを説明は受けました。しかしながら、我々は、まずはアンケートを信用せんわけじゃないんですが、1年間様子を見てやったらどうかという主張をしたかと思います。その結果、やはり私たちの危惧は当たったんじゃないかなと思うわけですが、いや、そうじゃない、実際に120人近くの学童さんを受け入れることはできたと、こう言うんでしょうけれども。

最初の目的は、高学年も引き受けるようになったのでということだったと思います。ちょっとその辺が認識が違うわけですが、これからも減るそうですね。今もう既に、最初の預かりのときから学童さんが少しずつ減っていきよるとい話を聞いておりますが、これからも減るかもしれないですね。

ここでちょっと意見を言います。町財源には限りがあります。現役世代は将来の子どもたちに負担を先送りせず、少子高齢人口減少時代に生き抜く行政運営をとるべきと考えております。

以上であります。

終わりです。

○議長（若山 征洋君） これにて一般質問を終わります。

---

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 2 時 58 分散会

---